

水上村下水道事業経営戦略策定

令和 8 年度～令和 17 年度
(2026 年度～2035 年度)

報 告 書



水上村 建設課

目次

1 経営戦略改定の趣旨	1
1.1 下水道事業を取り巻く環境	1
1.2 国（総務省）の方針	2
1.3 水上村下水道事業経営戦略策定の目的	3
1.4 計画期間及び目標年次	3
1.5 経営戦略策定手順	4
2 下水道事業の概要	5
2.1 下水道事業の計画諸元	5
2.2 下水道事業の現況	7
2.3 民間活力の活用等	14
2.4 経営比較分析表を活用した経営分析	15
3 将来の事業環境	20
3.1 行政区域内人口の予測	20
3.2 処理区域内人口の予測	23
3.3 有収水量の予測	27
3.4 污水管路施設などの新設計画	37
3.5 污水管路施設などの改築計画	37
3.6 処理場等の改築計画	38
3.7 流域下水道建設負担金	39
3.8 組織の見通し	40
4 経営の基本方針	41
5 投資・財政計画の策定	42
5.1 収益的収支における諸元設定	42
5.2 資本的収支における諸元設定	56
5.3 基本パターンの考察	59
5.4 定量的な業績指標及び目標年限	62
5.5 収入増加のための具体的取組及び実施時期	63
5.6 支出削減のための具体的取組及び実施時期	63
5.7 目標達成に向けた財政収支シミュレーションの作成(特定環境保全公共下水道)	64
5.8 改善版財政収支シミュレーションの考察(特定環境保全公共下水道)	65
6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	74

1 経営戦略改定の趣旨

1.1 下水道事業を取り巻く環境

我が国における下水道事業は、公衆衛生の確保・生活環境の改善・浸水対策・水質保全という目標のもと、明治33年の旧下水道法成立以降、国の発展に貢献してきました。

なかでも、高度経済成長期以降、都市化の発展や産業の急速な発達等に伴う衛生問題や水環境問題の解決のため下水道整備が進められた結果、令和5（2023）年度末の下水道施設の総量は、下水道管渠が約49万km、下水処理場が約2,200箇所にとどります。（国土交通省 HP より）

近年では、それら施設の改築更新や維持管理をいかに行っていくかが大きな課題となっている一方で、人口減少、住民の節水意識の向上及び節水機器の普及等による有収水量の減少に伴う収入の減少も見込まれ、下水道事業をめぐる事業環境は厳しさを増しつつあります。

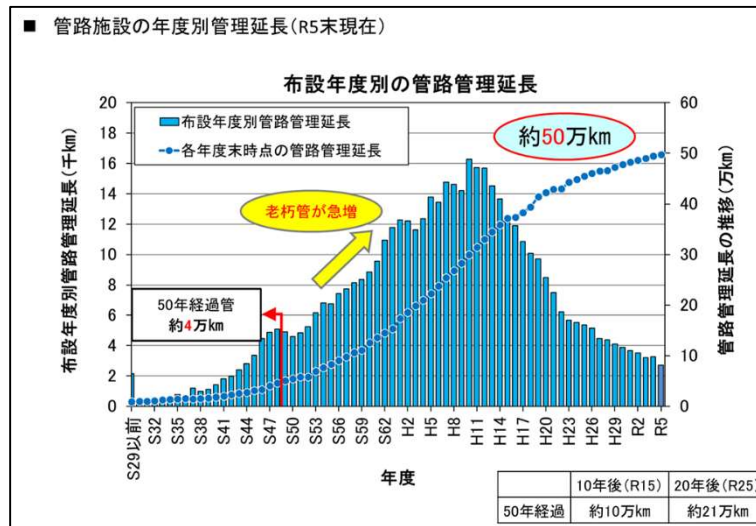


図 1-1 管路施設の年度別管理延長

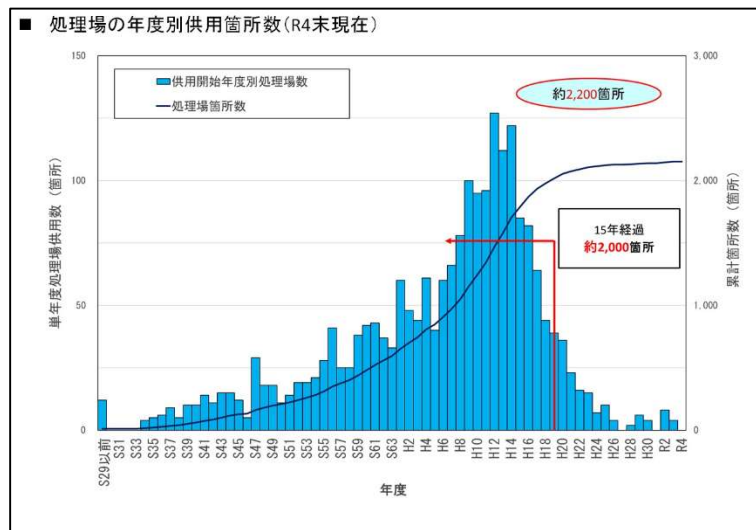


図 1-2 処理場の年度別供用箇所数

両図出典：「国土交通省 HP」より

1.2 国（総務省）の方針

経営戦略は、平成 26(2014)年 8 月に総務省より通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、公営企業の経営健全化等の取組の一つとして策定することが求められました。

さらに、平成 28(2016)年 1 月には「経営戦略の策定推進について」において、令和 2(2020)年度までに経営戦略の策定率を 100%とすることとされており、下水道事業の高資本費対策に要する経費に掛かる地方税交付措置を講じるに当たっては、平成 29(2017)年度から経営戦略の策定が要件となっています。また、令和 4 年度に総務省より通達された「経営戦略」の改定推進について(令和 4 年 1 月 25 日付け)には経営戦略の見直し率を令和 7 年度までに 100%とする旨が記載されています。

経営戦略とは、公営企業における経営の基本計画であり、老朽化施設の大量更新時期の到来や人口減少に伴う使用料の減少等からなる経営環境の厳しさが増すなか、これらの問題を解消するために、「経営基盤の強化」と「財政マネジメントの向上」が求められます。つまり、この取組を具現化したものが「経営戦略」です。

下水道事業においては、『経営戦略策定・改定マニュアル』(令和 4 年 1 月)に、経営戦略に盛り込むべき内容が取りまとめられており、その概要は次表に示すとおりです。

表 1-1 下水道事業経営戦略における国の方針

大項目	中項目	内容
下水道事業の概要	下水道事業の現況	供用開始年度、処理区域内人口密度、使用料、組織体制等
	民間活力の活用等	包括的民間委託等の活用状況
	経営比較分析表を活用した現状分析	総務省の「経営比較分析表」を添付、経費回収率の確認
将来の事業環境	行政区域・処理区域内人口の予測	投資・財政計画に用いる収入・支出の根拠数値として取りまとめる
	有収水量の予測	
	使用料収入の見通し	
	施設の見通し	
	組織の見通し	
経営の基本方針	—	下水道事業を継続する上での経営理念や基本方針等
投資・財政計画 (収支計画)	投資・財政計画	収益的収支と資本的収支に分類し、収支見通しを予測する
	投資・財政計画の説明	計画の根拠及び考え方をとりまとめる
	今後検討予定の取組の概要	将来の各種取組の概要を記載
経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	—	進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方を記載

1.3 水上村下水道事業経営戦略策定の目的

本村における特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業、林業集落排水事業(以下、「下水道事業」と言う。)については、管路施設や処理場等多くの施設を有しており、将来的に更新費用が増大していくことが見込まれます。また、水上村全体の人口も減少していくことが予想され、本村下水道事業の経営状況は、ますます厳しいものとなるが見込まれます。また、本村下水道事業では令和6(2024)年4月1日より公営企業会計方式(一部適用)へ移行を行うことで経営の透明化を図るとともに、適切な経営状況の把握が可能となりました。

これらの状況に対応するため、本村下水道事業では将来にわたって住民生活に必要な下水道事業を安心かつ安定的に提供していくことを目的に、本経営戦略を策定します。

計画策定にあたり、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の更新費用に加えて、物価上昇等も考慮して料金改定や経営改革、効率化の検討を行います。

なお、経営戦略は、3年から5年ごとに見直し、PDCAサイクルを働かせることが必要とされています。

1.4 計画期間及び目標年次

下水道事業における経営戦略の計画期間は、総務省発出の『「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について』と『経営戦略策定・改訂ガイドライン』によって、個々の団体・事業を取り巻く環境、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要だとされています。その中でも、投資・財政計画にあたる「投資試算」や「財源試算」については30～50年超の推計を行うことが求められています。

以上を踏まえ、本経営戦略の計画期間は10年間(令和8(2026)年度～令和17(2035)年度)とし、投資・財源試算期間は30年間(令和8(2026)年度～令和37(2055)年度)とします。

水上村下水道事業経営戦略計画期間

投資・財政計画： 10年間【令和8(2026)年度～令和17(2035)年度】

投資・財源試算： 30年間【令和8(2026)年度～令和37(2055)年度】

1.5 経営戦略策定手順

本経営戦略は、本村が有する下水道事業について、現況を確認することから始まり、次に将来の事業環境を設定し、それら条件を基に事業ごとの財政収支を予測し事業が継続的に運営可能かどうかを検討します。

ここで財政収支においては、持続可能な下水道事業を運営できるよう、将来的な経営方針や基準値等を定め、それらを満足するような計画を策定します。

具体的な策定手順は以下に示すとおりです。

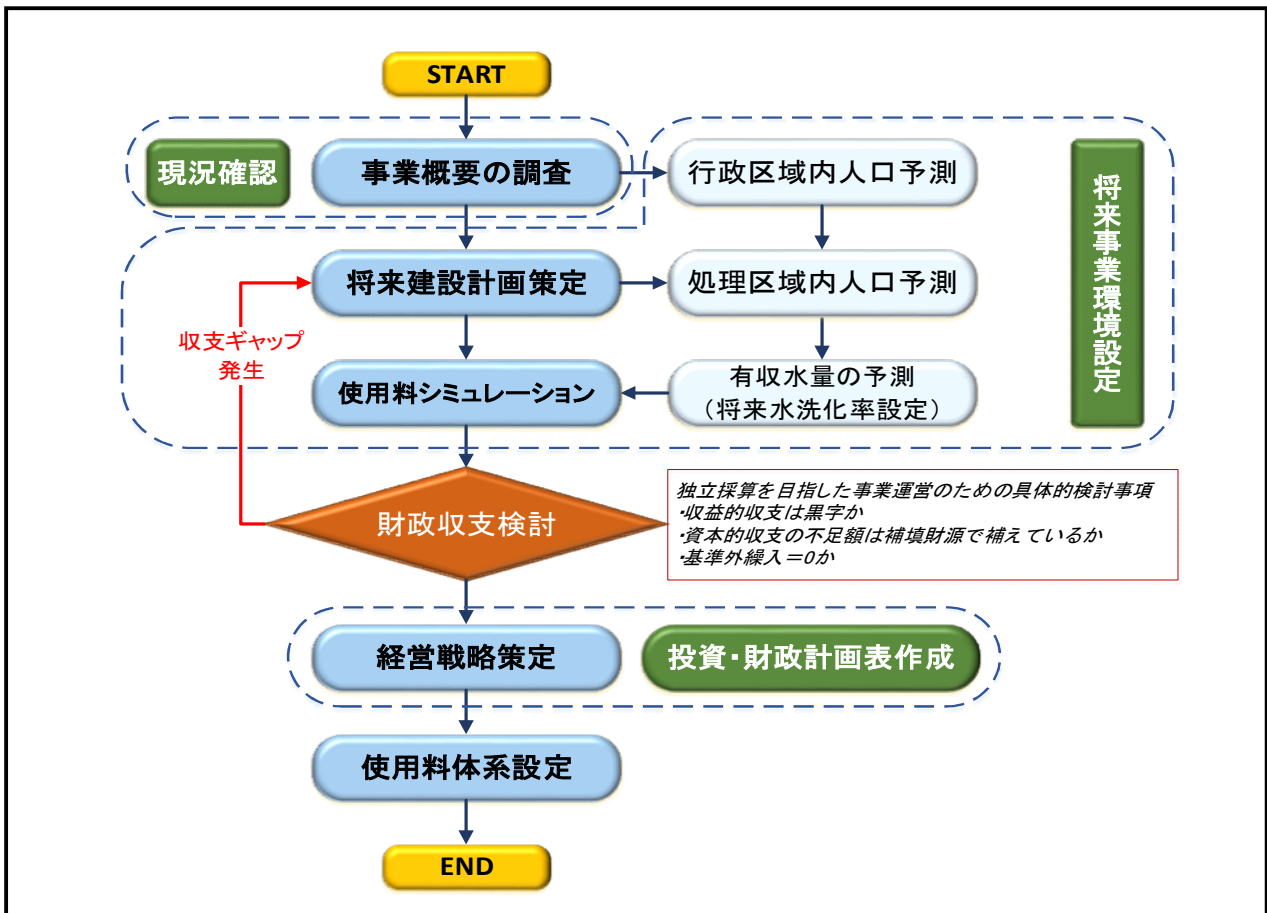


図 1-3 経営戦略の実施フロー

2 下水道事業の概要

2.1 下水道事業の計画諸元

本村の下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業、簡易排水施設事業からなります。
また、特定環境保全公共下水道事業、簡易排水施設事業は、共に整備が完了している状況です。
以下より、各事業における現計画の概要及び現計画を示します。

表 2-1 水上村特定環境保全公共下水道事業計画諸元

項目	全体計画	事業計画
建設事業開始年月日	平成 6 年 3 月 25 日	
供用開始年月日	平成 13 年 4 月 1 日	
法適用年月日	令和 6 年 4 月 1 日	
計画目標年次	令和 13 年度	令和 7 年度
計画面積	668ha	38a
計画人口	1,100 人	
家庭汚水量原単位 (地下水含む)	日平均：315 L/人/日 日最大：380 L/人/日 時間最大：545 L/人/日	
計画汚水量 (観光排水、工場排水含む)	日平均：850 m ³ /日 日最大：1,060 m ³ /日 時間最大：1,730 m ³ /日	日平均：347 m ³ /日 日最大：418 m ³ /日 時間最大：599 m ³ /日

※「令和〇年度水上村特定環境保全公共下水道事業計画書(変更)」より

表 2-2 農業集落排水事業計画諸元

項目	諸元	備考
建設事業開始年月日	平成 5 年 4 月 1 日	
供用開始年月日	平成 9 年 10 月 1 日	
法適用年度	令和 6 年 4 月 1 日	
計画面積	59ha	整備完了
計画人口	588 人	
計画日最大汚水量	324 m ³ /日	

※「令和 6 年度決算統計」より

表 2-3 林業集落排水事業計画諸元

項目	諸元	備考
建設事業開始年月日	平成 13 年 10 月 4 日	
供用開始年月日	平成 15 年 7 月 1 日	
法適用年度	令和 6 年 4 月 1 日	
計画面積	8ha	整備完了
計画人口	160 人	
計画日最大汚水量	43 m ³ /日	

※「令和 6 年度決算統計」より

2.2 下水道事業の現況

(1) 特定環境保全公共下水道事業

本村においては、管路施設、マンホールポンプからなり、平成6（1994）年3月に事業着手し、平成15（2003）年4月に供用開始しています。

その後、現在に至るまで整備事業を重ね、令和6（2024）年度末時点における下水道処理人口普及率は47.9%であり、水洗化率は93.5%となっています。

また、令和6（2024）年4月より、地方公営企業法を適用し、経営成績や財政状況をよりの確に把握することが可能となりました。

表 2-4 特定環境保全公共下水道事業の現況（令和6年度）

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成12年度 （24年）	法適（全部適用・一部 適用）非適の区分	令和6年4月1日 一部適用
処理区域内人口密度 （人/ha）	22.4	流域下水道等への 接続の有無	有り
処理区数	5処理分区（水上第1処理分区、水上第2処理分区、水上第3処理分区、水上第4処理分区、水上第5処理分区）		
処理場数	無し		
広域化・共同化・最適 化実施状況	無し		

(2) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、漁港及び漁場の水域環境と農業集落の生活環境等の改善を図ることを目的とし、農業集落のし尿や生活雑排水等の汚水を処理します。

本村では、平成5年(1993)年4月に事業着手し、平成9(1997)年9月に供用開始しています。令和6年度時点では清流浄水センターせきれい、本野浄化センターにて汚水を処理していますが、本野処理区を湯山処理区へ統合する予定です。具体的には令和8年度に本野浄化センターを廃止し、清流浄水センターせきれいで処理を行う予定となっています。

表 2-5 農業集落排水事業の現況(令和6年度)

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (25年)	法適(全部適用・一部 適用)非適の区分	令和6年4月1日 一部適用
処理区域内人口密度 (人/ha)	10.0	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区域数	1地区(湯山処理区)		
処理場数	1箇所(清流浄水センターせきれい)		
広域化・共同化・最適 化実施状況	本野処理区を湯山処理区へ統合		

(3) 林業集落排水事業

林業集落排水事業とは、主に林業地域などの農山村で行われる排水処理事業であり、生活排水を適切に処理して公共用水域の水質保全や生活環境の向上を図るものです。

本村では、平成 13 年（2001）年 4 月に事業着手し、平成 15（2003）年 4 月に供用開始しており、処理場である古屋敷地区林業集落排水処理施設では、古屋敷処理区から排出される汚水を処理しています。

表 2-6 林業集落排水事業の現況（令和 6 年度）

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成 15 年度 （21 年）	法適（全部適用・一部 適用）非適の区分	令和 6 年 4 月 1 日 一部適用
処理区域内人口密度 （人/ha）	5.6	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区域数	1地区（古屋敷処理区）		
処理場数	1箇所（古屋敷地区林業集落排水処理施設）		
広域化・共同化・最適 化実施状況	無し		

(4) 下水道使用料

本村特定環境保全公共下水道事業の下水道使用料体系は、人頭制を採用しています。

表 2-7 料金体系の概要・考え方(特環)

使用料体系の概要・考え方	基本料：一世帯当たり 1,440 円 人員割：世帯員 1 人あたり 480 円 (適用範囲：一般世帯・個人経営の店舗等)
業務用使用料体系の概要・考え方	基本料：14,290 円 人員割：1 人当たり 480 円 業務：47,620 円 (適用範囲：事業所 A(病院：ベッド数 50 床以上)) 基本料：1,910 円 (適用範囲：事業所 B(醸造場、加工工場等)) 基本料：1,440 円 人員割：1 人当たり 480 円 業務料金：960 円 (適用範囲：事業所 C(飲食店、美容室、理髪店、GS スタンド、診療所、郵便局等))
その他使用料体系の概要・考え方	人員割：1 人当り 95 円 (適用範囲：公共施設、学校、保育所) 基本料：480 円 (適用範囲：集会施設) 基本料：9,530 円 (適用範囲：岩野公民館、保健センター)

表 2-8 条例上使用料及び実質的な使用料(特環)

年度	条例上の使用料※1 (20 m ³ あたり)	実質的な使用料※2 (20 m ³ あたり)
令和 4 年度	3,110 円	2,769 円
令和 5 年度	3,110 円	2,717 円
令和 6 年度	3,110 円	2,566 円

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの消費税込みの使用料をいう。

※2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

表 2-9 料金体系の概要・考え方(農集)

<p>使用料体系の概要・考え方</p>	<p>基本料：一世帯当たり 1,440 円 人員割：世帯員 1 人あたり 480 円 (適用範囲：一般世帯・個人経営の店舗等)</p>
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>基本料：1,440 円 人員割：1 人あたり 480 円 業務：5,720 円 (適用範囲：事業所 A(旅館、民宿(収容人員 30 人以上)) 基本料：1,440 円 (適用範囲：事業所 B(旅館、民宿(収容人員 30 人未満)) 基本料：1,440 円 人員割：1 人あたり 480 円 業務料金：960 円 (適用範囲：事業所 C(飲食店、美容室、理髪店)) 基本料：1,440 円 人員割：1 人あたり 190 円 業務料金：960 円 (適用範囲：事業所 D(事務所(製材所、スタンド、診療所、郵便局))</p>
<p>その他使用料体系の概要・考え方</p>	<p>人員割：1 人当り 95 円 (適用範囲：公共施設、学校、保育所) 基本料：480 円 (適用範囲：集会施設) 基本料：7,150 円 (適用範囲：桜寿苑、元湯、山の幸館)</p>

表 2-10 条例上使用料及び実質的な使用料(農集)

年度	条例上の使用料 ^{※1} (20 m ³ あたり)	実質的な使用料 ^{※2} (20 m ³ あたり)
令和 4 年度	3,000 円	1,981 円
令和 5 年度	3,000 円	2,052 円
令和 6 年度	3,000 円	1,802 円

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの消費税込みの使用料をいう。

※2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

表 2-11 料金体系の概要・考え方(林集)

使用料体系の概要・考え方	<p>基本料：一世帯当たり 1,440 円 人員割：世帯員 1 人あたり 480 円 (適用範囲：一般世帯・個人経営の店舗等)</p>
業務用使用料体系の概要・考え方	<p>基本料：1,440 円 人員割：1 人当たり 480 円 業務：5,720 円 (適用範囲：事業所 A(旅館、民宿(収容人員 30 人以上)) 基本料：1,440 円 (適用範囲：事業所 B(旅館、民宿(収容人員 30 人未満)) 基本料：1,440 円 人員割：1 人当たり 480 円 業務料金：960 円 (適用範囲：事業所 C(飲食店、美容室、理髪店)) 基本料：1,440 円 人員割：1 人当たり 190 円 業務料金 960 円 (適用範囲：事業所 D(事務所(製材所、スタンド、診療所、郵便局))</p>
その他使用料体系の概要・考え方	<p>基本料：480 円 (適用範囲：公共施設、地区集会所)</p>

表 2-12 条例上使用料及び実質的な使用料(林集)

年度	条例上の使用料※ ¹ (20 m ³ あたり)	実質的な使用料※ ² (20 m ³ あたり)
令和 4 年度	3,000 円	5,671 円
令和 5 年度	3,000 円	6,036 円
令和 6 年度	3,000 円	4,837 円

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの消費税込みの使用料をいう。

※2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

(5) 組織

下水道事業は現在、建設課にて各種事務執行されており、令和6(2024)年度時点で損益勘定所属職員は計上しておらず、簡易水道事業と兼任の職員が1名運営を行っております。現行の組織体制は次表に示すとおりです。

表 2-13 職員数・事業運営組織に関する概要

職員数	建設課 6 人（その内下水道職員 1 人※簡易水道事業と兼任）
事業運営組織	<pre>graph TD; Mayor[管理者の権限を有する村長] --> Chief[建設課長]; Chief --> Dept[建設課]; Dept --- Div1[建設係]; Dept --- Div2[上下水道係]; Div2 --- Public[公営企業];</pre>

※令和6(2024)年度時点

2.3 民間活力の活用等

本町下水道事業における民間活力の活用について以下に示します。

表 2-14 民間活力の活用等の概要

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・農集及び林集処理場の維持管理業務を委託。 ・特環マンホールポンプの維持管理業務を委託。
	イ 指定管理者制度	
	ウ PPP・PFI	・現在流域下水道にて W-PPP の導入可能性調査を実施。その結果に基づき本村下水道事業も参画予定。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) ^{※3}	
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) ^{※4}	

※3 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

※4 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

2.4 経営比較分析表を活用した経営分析

公営事業において経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するため、他公営企業との比較可能な全国統一的な様式としてとりまとめられたものが経営比較分析表です。この図表で用いられる各種指標及び経営比較分析表は以下より示すとおりです。

表 2-15 経営比較分析表に用いられる指標等（その1）

項番	項目	算出式	説明
1	経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。
2	累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	営業収益に対する累積欠損金の状況を表します。 (累積欠損金: 営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)
3	流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期的な債務に対する支払能力を表します。
4	企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表します。
5	経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$	使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表します。
6	汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$	有収水量 1m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・維持管理費両方を含めた汚水処理にかかるコストを表します。
7	施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を表します。
8	水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表します。

表 2-16 経営比較分析表に用いられる指標等（その2）

項番	項目	算出式	説明
9	有形固定資産 減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、資産の老朽化度合を示します。
10	管渠老朽化率 (%)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表し、管渠の老朽化度合を示します。
11	管渠改善率 (%)	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	当該年度に更新した管渠延長の割合を表します。

「令和 6 年度_経営比較分析表」

3 将来の事業環境

3.1 行政区域内人口の予測

本村では、令和 27（2015）年に「水上村人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）を策定しており、令和 7（2025 年）に改定を行っています。「人口ビジョン」では令和 42（2060）年の目標人口を 975 人と設定しています。

他の行政人口予測としては、令和 5（2023）年 12 月に新たに国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）にて将来行政人口データが公表されています。

「人口ビジョン」においても社人研推計を用いて将来行政人口を算出していることから、本計画においても令和 5 年度社人研値を用いて将来の行政人口を算定することとします。

推計手法は、以下に示す手順により行います。

➤ 手順 1：直線補間

社人研は 5 年ごとの予測値を公表しているため中間年度の人口は直線補間により算出します。

➤ 手順 2：令和 33（2051）年度以降の予測値の算出

投資・財源試算の最終年度は令和 37（2055）年度としていますが、令和 33（2051）年度以降の人口は、社人研では予測されていないため、令和 31（2049）年度から令和 32（2050）年度間の減少率が継続するものとして予測します。

➤ 手順 3：補正

令和 6（2024）年度の人口を基準とし、手順 2 までで得られた毎年の人口を基に人口減少率を 1 年ごとに算出し、現在の実人口に乗じることで毎年の人口予測を立てます。これらのデータから経営戦略人口を設定します。

[人口減少率算出例]

$$\begin{aligned} \text{令和 7 年度人口減少率} &= \text{令和 7 年度社人研人口} \div \text{令和 6 年度社人研人口} \\ &= 1,8316 \text{ 人} \div 1,873 \text{ 人} \\ &= 0.9776 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{令和 8 年度人口減少率} &= \text{令和 8 年度社人研人口} \div \text{令和 7 年度社人研人口} \\ &= 1,793 \text{ 人} \div 1,831 \text{ 人} \\ &= 0.9792 \end{aligned}$$

次頁に本経営戦略における行政区域内人口の推計結果を示します。

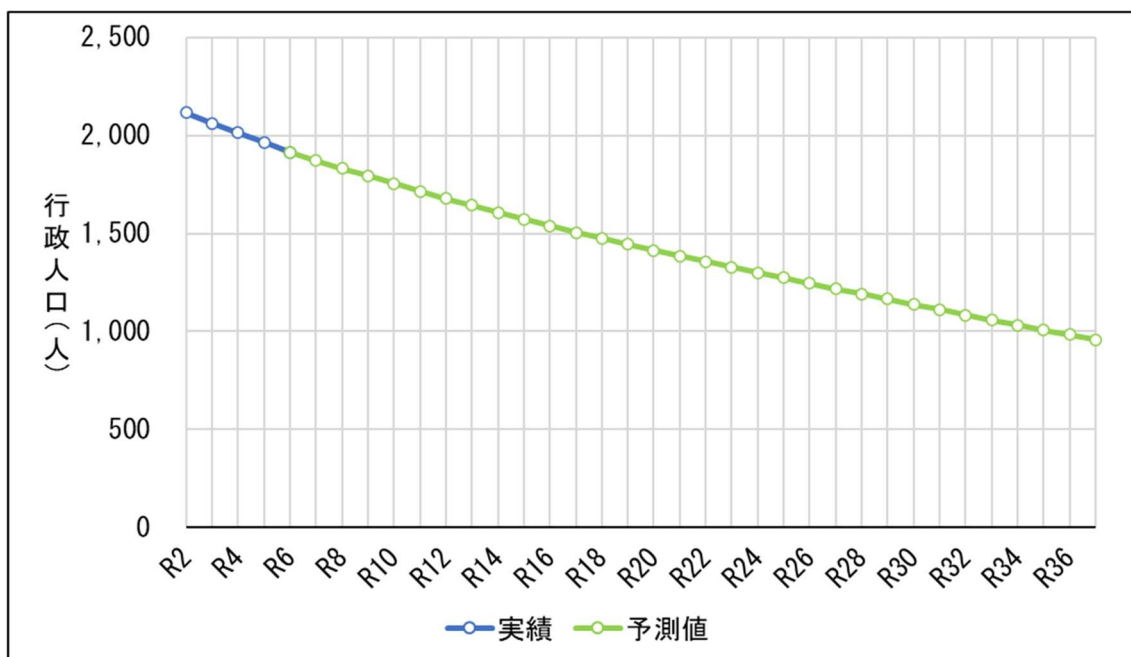


図 3-1 行政人口の推移

表 3-1 行政区域内人口の推計結果

年度		住民基本台帳 ①	R5 社人研 ②	人口減少率 ③	経営戦略※ 行政区域内人口(人)
和暦	西暦	(実績)	(直線補間)	(②より算出)	(①×③)
R6	2024	1,915	1,873	0.9736	1,915
R7	2025	-	1,831	0.9776	1,872
R8	2026	-	1,793	0.9792	1,833
R9	2027	-	1,755	0.9788	1,794
R10	2028	-	1,717	0.9783	1,755
R11	2029	-	1,679	0.9779	1,716
R12	2030	-	1,642	0.9780	1,678
R13	2031	-	1,608	0.9793	1,643
R14	2032	-	1,574	0.9789	1,608
R15	2033	-	1,540	0.9784	1,573
R16	2034	-	1,506	0.9779	1,538
R17	2035	-	1,474	0.9788	1,505
R18	2036	-	1,445	0.9803	1,475
R19	2037	-	1,416	0.9799	1,445
R20	2038	-	1,387	0.9795	1,415
R21	2039	-	1,358	0.9791	1,385
R22	2040	-	1,330	0.9794	1,356
R23	2041	-	1,303	0.9797	1,328
R24	2042	-	1,276	0.9793	1,301
R25	2043	-	1,249	0.9788	1,273
R26	2044	-	1,222	0.9784	1,246
R27	2045	-	1,195	0.9779	1,218
R28	2046	-	1,169	0.9782	1,191
R29	2047	-	1,143	0.9778	1,165
R30	2048	-	1,117	0.9773	1,139
R31	2049	-	1,091	0.9767	1,112
R32	2050	-	1,064	0.9753	1,085
R33	2051	-	1,038	0.9756	1,059
R34	2052	-	1,012	0.9750	1,033
R35	2053	-	987	0.9753	1,007
R36	2054	-	963	0.9757	983
R37	2055	-	939	0.9751	959

※令和7年度以降は前年度行政人口×③

: 採用

3.2 処理区域内人口の予測

(1) 特定環境保全公共下水道事業

本村の特定環境保全公共下水道事業における処理区域内人口は、事業の整備が概ね完了していることから、減少傾向が続くものと予測されます。

したがって、令和6年度(2024)の処理区域内人口を基準とし、行政人口の予測にて算出した人口減少率を用いて予測を行います。

(2) 農業集落排水事業

本村の農業集落排水事業における処理区域内人口は、事業の整備が既に完了していることから、特定環境保全公共下水道事業同様、減少傾向が続くものと予測されます。

したがって、令和6年度(2024)の処理区域内人口を基準とし、行政人口の予測にて算出した人口減少率を用いて予測を行います。

(3) 林業集落排水事業

本村の林業集落排水事業における処理区域内人口についても、事業の整備が既に完了していることから、特定環境保全公共下水道事業同様、減少傾向が続くものと予測されます。

したがって、令和6年度(2024)の処理区域内人口を基準とし、行政人口の予測にて算出した人口減少率を用いて予測を行います。

[処理区域内人口算出例(特定環境保全公共下水道事業の場合)]

令和7年度処理区域内人口

= 令和6年度処理区域内人口 × 令和7年度行政区域内人口減少率

= (917 人 × 0.978)

= 897 人

以降に、処理区域内人口の算定結果を示します。

表 3-2 本村下水道事業における処理区内人口予測結果

年度	項目	行政区域内 人口減少率	特定環境保全 公共下水道事 業（人）	農業集落排 水事業（人）	林業集落排 水事業 （人）	計 （人）	備考
R6	2024	0.974	917	588	45	1,550	実績値
R7	2025	0.978	897	575	44	1,516	以降予測値
R8	2026	0.979	878	563	43	1,484	
R9	2027	0.979	860	551	42	1,453	
R10	2028	0.978	841	539	41	1,421	
R11	2029	0.978	822	527	40	1,389	
R12	2030	0.978	804	515	39	1,358	
R13	2031	0.979	787	504	38	1,329	
R14	2032	0.979	770	493	37	1,300	
R15	2033	0.978	753	482	36	1,271	
R16	2034	0.978	736	471	35	1,242	
R17	2035	0.979	721	461	34	1,216	
R18	2036	0.98	707	452	33	1,192	
R19	2037	0.98	693	443	32	1,168	
R20	2038	0.979	678	434	31	1,143	
R21	2039	0.979	664	425	30	1,119	
R22	2040	0.979	650	416	29	1,095	
R23	2041	0.979	636	407	28	1,071	
R24	2042	0.98	623	399	27	1,049	
R25	2043	0.978	609	390	26	1,025	
R26	2044	0.979	596	382	25	1,003	
R27	2045	0.978	583	374	24	981	
R28	2046	0.978	570	366	23	959	
R29	2047	0.978	557	358	22	937	
R30	2048	0.978	545	350	22	917	
R31	2049	0.976	532	342	21	895	
R32	2050	0.976	519	334	20	873	
R33	2051	0.976	507	326	20	853	
R34	2052	0.975	494	318	20	832	
R35	2053	0.975	482	310	20	812	
R36	2054	0.976	470	303	20	793	
R37	2055	0.976	459	296	20	775	

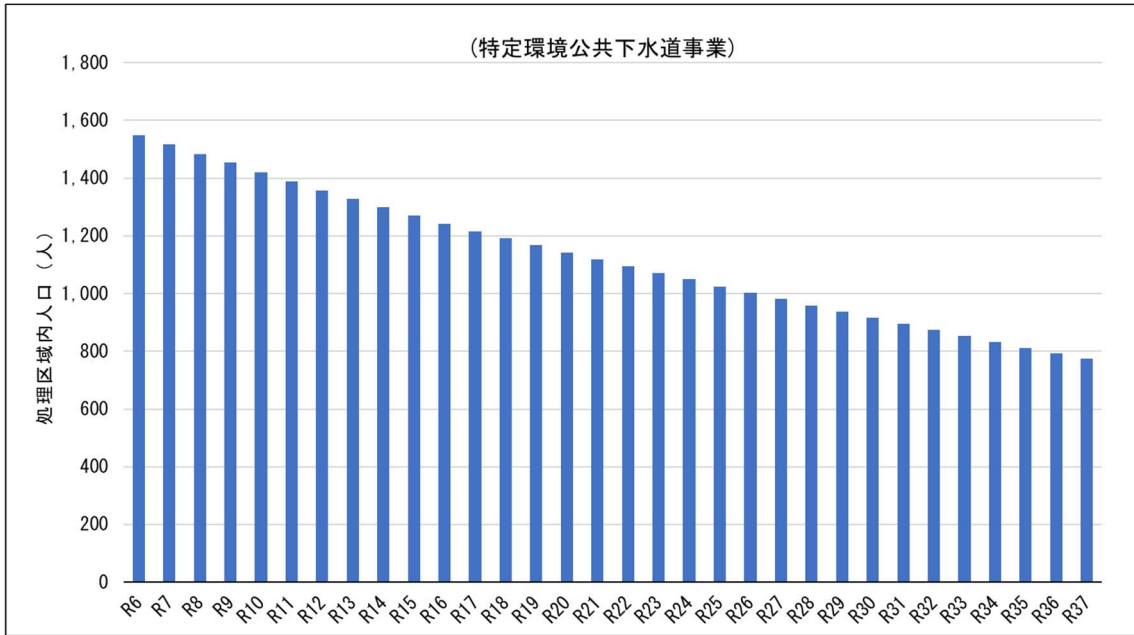


図 3-2 特定環境保全公共下水道事業における処理区域内人口の推移

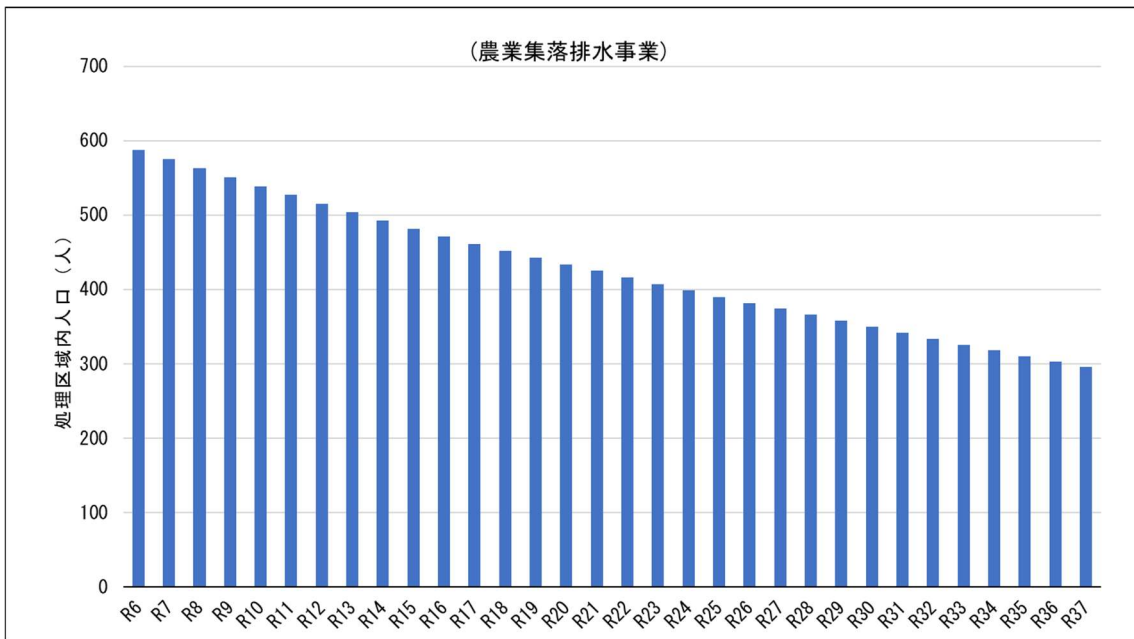


図 3-3 農業集落排水事業における処理区域内人口の推移

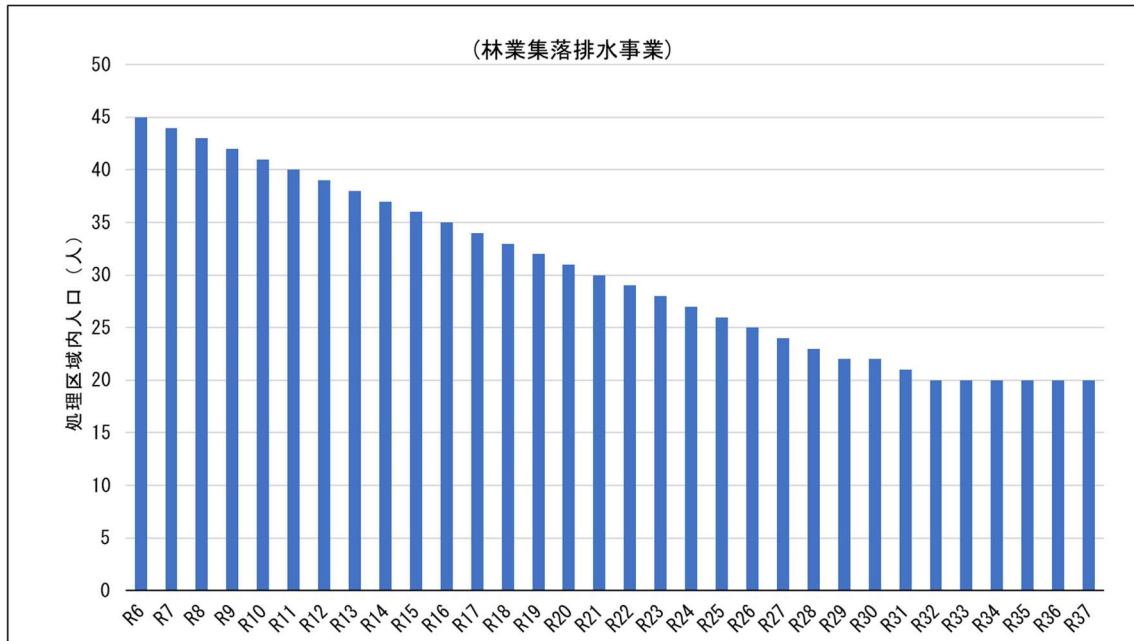


図 3-4 林業集落排水事業における処理区域内人口の推移

(4) 予測結果まとめ

いずれの事業においても処理区域内人口は減少し、合計処理区域内人口は令和 8 (2026) 年度から令和 37 (2055) 年度で約 709 人減少する見込みです。

3.3 有収水量の予測

有収水量は、人口減少傾向を考慮した水洗化人口の将来予測を行い、水洗化人口に一人一日あたり有収水量により算定します。

(1) 水洗化率の目標設定

将来の水洗化人口は処理区域内人口に水洗化率を乗じることにより推計しますが、下水道普及促進に伴い変動するため将来予測が必要となります。

①特定環境保全公共下水道事業

本村特定環境保全公共下水道事業における水洗化率は、直近5か年で90%を超えており、高い水準を維持しています。今後、水洗化に向けた斡旋等により上昇が見込まれることから、計画期間である令和17(2035)年までに、毎年0.1%均一に上昇するものとします。

したがって、水洗化率は令和7(2025)年度の水洗化率を基準とし、令和17(2035)年度に94.6%となるよう目標を設定します。

なお、令和17年以降の水洗化率は94.6%固定で予測を行います。

②農業集落排水事業

農業集落排水事業の水洗化率は、直近5ヶ年においてほぼ横ばいとなっており、整備事業が完了していることから、将来的に大幅な上昇は見込まれないことが予測されます。

したがって、令和6(2024)年度の水洗化率を将来固定として予測を行います。

③林業集落排水事業

林業集落排水事業の水洗化率は、直近3ヶ年において微増傾向であり、比較的高い水準を維持しています。したがって、今後水洗化に向けた斡旋等により上昇が見込まれることから、計画期間である令和17(2035)年までに、毎年0.1%均一に上昇するものとします。

表 3-3 水洗化率の実績及び予測方法

項目	R2	R3	R4	R5	R6	予測方法
特定環境保全公共 下水道事業	92.9%	92.8%	92.9%	93.1%	93.5%	R17で94.6%を目標
農業集落排水事業	85.8%	86.7%	87.3%	89.3%	89.3%	直近値(R6)を固定
林業集落排水事業	92.6%	91.5%	88.9%	89.4%	93.3%	R17で94.4%を目標

[水洗化率算出例（特定環境保全公共下水道事業の場合）]

令和7年度水洗化率＝令和6年度水洗化率＋上昇値(0.1%)

$$=93.5\%+0.1\%$$

$$=93.6\%$$

[水洗化人口算出例（特定環境保全公共下水道事業の場合）]

令和8年度水洗化人口＝令和8年度処理区域内人口×令和8年度水洗化率

$$=878\times 0.937$$

$$=823\text{人}$$

表 3-4 特定環境保全公共下水道事業における水洗化人口の予測結果

年度	項目	処理区域内人口（人）	水洗化率	水洗化人口（人）	年度	項目	処理区域内人口（人）	水洗化率	水洗化人口（人）
R6	2024	917	93.5%	857	R22	2040	650	94.6%	615
R7	2025	897	93.6%	840	R23	2041	636	94.6%	602
R8	2026	878	93.7%	823	R24	2042	623	94.6%	589
R9	2027	860	93.8%	807	R25	2043	609	94.6%	576
R10	2028	841	93.9%	790	R26	2044	596	94.6%	564
R11	2029	822	94.0%	773	R27	2045	583	94.6%	552
R12	2030	804	94.1%	757	R28	2046	570	94.6%	539
R13	2031	787	94.2%	741	R29	2047	557	94.6%	527
R14	2032	770	94.3%	726	R30	2048	545	94.6%	516
R15	2033	753	94.4%	711	R31	2049	532	94.6%	503
R16	2034	736	94.5%	696	R32	2050	519	94.6%	491
R17	2035	721	94.6%	682	R33	2051	507	94.6%	480
R18	2036	707	94.6%	669	R34	2052	494	94.6%	467
R19	2037	693	94.6%	656	R35	2053	482	94.6%	456
R20	2038	678	94.6%	641	R36	2054	470	94.6%	445
R21	2039	664	94.6%	628	R37	2055	459	94.6%	434

表 3-5 農業集落排水事業における水洗化人口の予測結果

項目 年度		処理区域内 人口 (人)	水洗化率	水洗化 人口 (人)	項目 年度		処理区域内 人口 (人)	水洗化率	水洗化 人口 (人)
R6	2024	588	89.3%	857	R22	2040	416	89.3%	615
R7	2025	575	89.3%	840	R23	2041	407	89.3%	602
R8	2026	563	89.3%	823	R24	2042	399	89.3%	589
R9	2027	551	89.3%	807	R25	2043	390	89.3%	576
R10	2028	539	89.3%	790	R26	2044	382	89.3%	564
R11	2029	527	89.3%	773	R27	2045	374	89.3%	552
R12	2030	515	89.3%	757	R28	2046	366	89.3%	539
R13	2031	504	89.3%	741	R29	2047	358	89.3%	527
R14	2032	493	89.3%	726	R30	2048	350	89.3%	516
R15	2033	482	89.3%	711	R31	2049	342	89.3%	503
R16	2034	471	89.3%	696	R32	2050	334	89.3%	491
R17	2035	461	89.3%	682	R33	2051	326	89.3%	480
R18	2036	452	89.3%	669	R34	2052	318	89.3%	467
R19	2037	443	89.3%	656	R35	2053	310	89.3%	456
R20	2038	434	89.3%	641	R36	2054	303	89.3%	445
R21	2039	425	89.3%	628	R37	2055	296	89.3%	434

表 3-6 林業集落排水事業における水洗化人口の予測結果

項目 年度		処理区域内 人口 (人)	水洗化率	水洗化 人口 (人)	項目 年度		処理区域内 人口 (人)	水洗化率	水洗化 人口 (人)
R6	2024	45	93.3%	42	R22	2040	29	94.4%	27
R7	2025	44	93.4%	41	R23	2041	28	94.4%	26
R8	2026	43	93.5%	40	R24	2042	27	94.4%	25
R9	2027	42	93.6%	39	R25	2043	26	94.4%	25
R10	2028	41	93.7%	38	R26	2044	25	94.4%	24
R11	2029	40	93.8%	38	R27	2045	24	94.4%	23
R12	2030	39	93.9%	37	R28	2046	23	94.4%	22
R13	2031	38	94.0%	36	R29	2047	22	94.4%	21
R14	2032	37	94.1%	35	R30	2048	22	94.4%	21
R15	2033	36	94.2%	34	R31	2049	21	94.4%	20
R16	2034	35	94.3%	33	R32	2050	20	94.4%	19
R17	2035	34	94.4%	32	R33	2051	20	94.4%	19
R18	2036	33	94.4%	31	R34	2052	20	94.4%	19
R19	2037	32	94.4%	30	R35	2053	20	94.4%	19
R20	2038	31	94.4%	29	R36	2054	20	94.4%	19
R21	2039	30	94.4%	28	R37	2055	20	94.4%	19

表 3-7 下水道事業における水洗化人口の予測結果

年度	項目	特定環境保全公	農業集落排水	林業集落排水	合計 (人)
		共下水道事業 (人)	事業 (人)	事業 (人)	
R6	2024	857	519	42	1,418
R7	2025	840	513	41	1,394
R8	2026	823	503	40	1,366
R9	2027	807	492	39	1,338
R10	2028	790	481	38	1,309
R11	2029	773	471	37	1,281
R12	2030	757	460	36	1,253
R13	2031	741	450	35	1,226
R14	2032	726	440	35	1,201
R15	2033	711	430	34	1,175
R16	2034	696	421	33	1,150
R17	2035	682	412	32	1,126
R18	2036	669	404	31	1,104
R19	2037	656	396	30	1,082
R20	2038	641	388	29	1,058
R21	2039	628	380	28	1,036
R22	2040	615	371	27	1,013
R23	2041	602	363	26	991
R24	2042	589	356	25	970
R25	2043	576	348	24	948
R26	2044	564	341	23	928
R27	2045	552	334	22	908
R28	2046	539	327	21	887
R29	2047	527	320	21	868
R30	2048	516	313	21	850
R31	2049	503	305	20	828
R32	2050	491	298	19	808
R33	2051	480	291	19	790
R34	2052	467	284	19	770
R35	2053	456	277	19	752
R36	2054	445	271	19	735
R37	2055	434	264	19	717

(2) 一人一日あたり有収水量

一人一日あたり有収水量は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落林業集落事業、林業集落排水事業についてそれぞれ設定します。

①特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業における一人一日あたり有収水量の実績は次表に示すとおりです。ここで、表中の一人一日あたり有収水量とは有収水量の総量から水洗化人口で除した水量を示しています。

表 3-8 一人一日あたり有収水量の実績（特環）

項目	R2	R3	R4	R5	R6
有収水量 (m ³ /日)	324	308	310	312	298
水洗化人口 (人)	918	900	888	879	857
一人一日あたり有収水量 (L/人/日)	353	342	349	355	348

※一人一日あたり排除量＝有収水量÷水洗化人口×1000

上表のとおり一人一日あたり有収水量はほぼ横ばいとなっており、将来においても同様の水準となることが想定されます。したがって、将来における特定環境保全公共下水道事業の一人一日当たりの有収水量は令和2年から令和6年の平均値である349(L/人/日)とします。

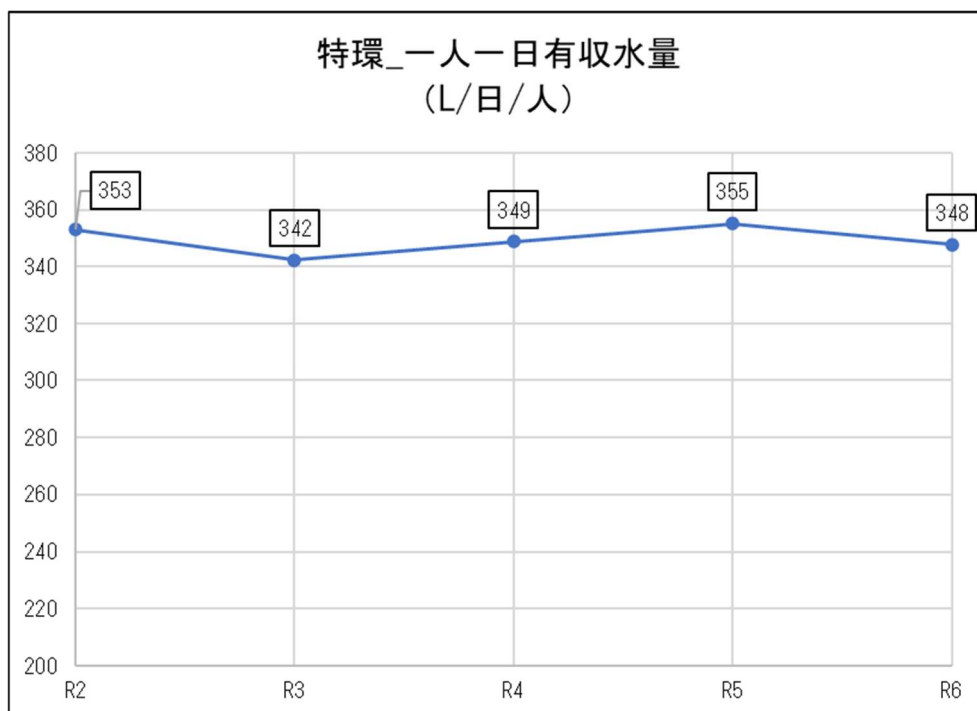


図 3-5 一人一日有収水量推移(特環)

②農業集落排水事業

農業集落排水事業における一人一日あたり排除量の推移は、過去5ヶ年で令和5年度まで、ほぼ横這いとなっています。農業集落排水事業についても特定環境保全公共下水道事業同様、整備が完了しており、今後大きな変動は無いことが想定されるため、将来における一人一日当たりの有収水量は令和2年から令和6年の平均値である445(L/人/日)とします。

表 3-9 一人一日あたり有収水量の実績（農集）

項目	R2	R3	R4	R5	R6
有収水量（m ³ /日）	244	246	235	224	236
水洗化人口（人）	544	535	534	534	519
一人一日あたり有収水量（L/人/日）	449	460	440	419	455

※一人一日あたり有収水量＝有収水量÷水洗化人口×1000

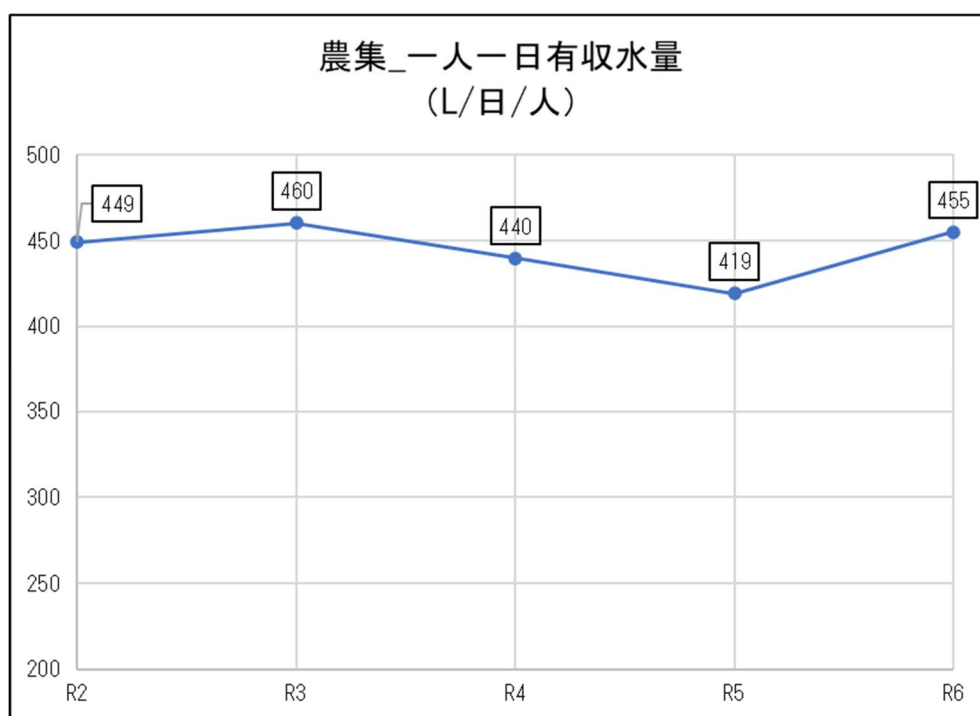


図 3-6 一人一日有収水量推移(農集)

③林集集落排水事業

林業集落排水事業における一人一日あたり排除量の推移は、令和2年度から令和4年度まで、ほぼ横這いとなっており、令和5年度にかけて減少しています。特定環境保全公共下水道事業同様、林業集落排水事業についても整備が完了しており、今後大きな変動は無いことが想定されるため、将来における一人一日当たりの有収水量は令和2年から令和6年の平均値である209(L/人/日)とします。

表 3-10 一人一日あたり有収水量の実績（林集）

項目	R2	R3	R4	R5	R6
有収水量 (m ³ /日)	11	10	9	8	8
水洗化人口 (人)	50	43	40	42	42
一人一日あたり有収水量 (L/人/日)	227	226	228	179	186

※一人一日あたり有収水量＝有収水量÷水洗化人口×1000

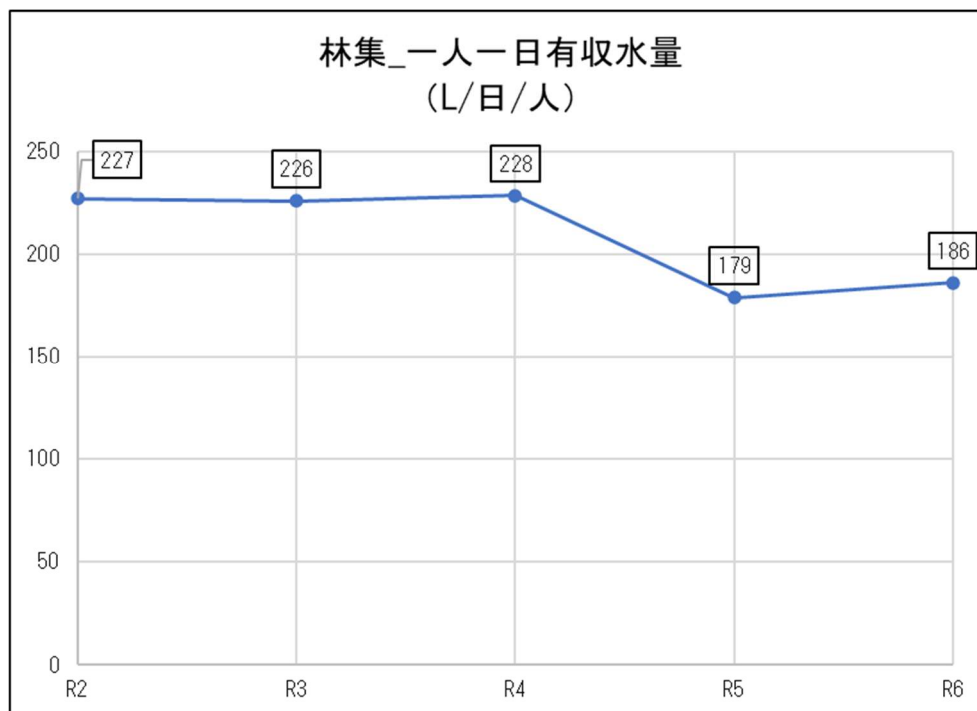


図 3-7 一人一日有収水量推移(林集)

(4) 有収水量の予測

将来における有収水量は、将来の水洗化人口に一人一日当たり有収水量を乗じて設定します。以下に将来の有収水量の見通しを示します。

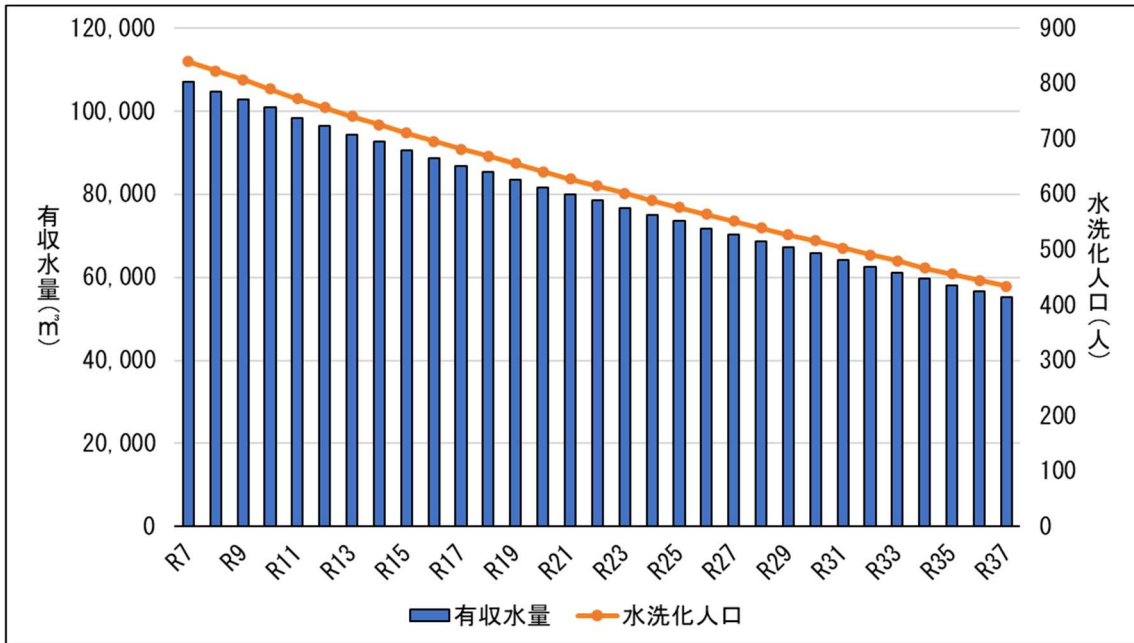


図 3-8 有収水量の見通し(特定環境保全公共下水道)

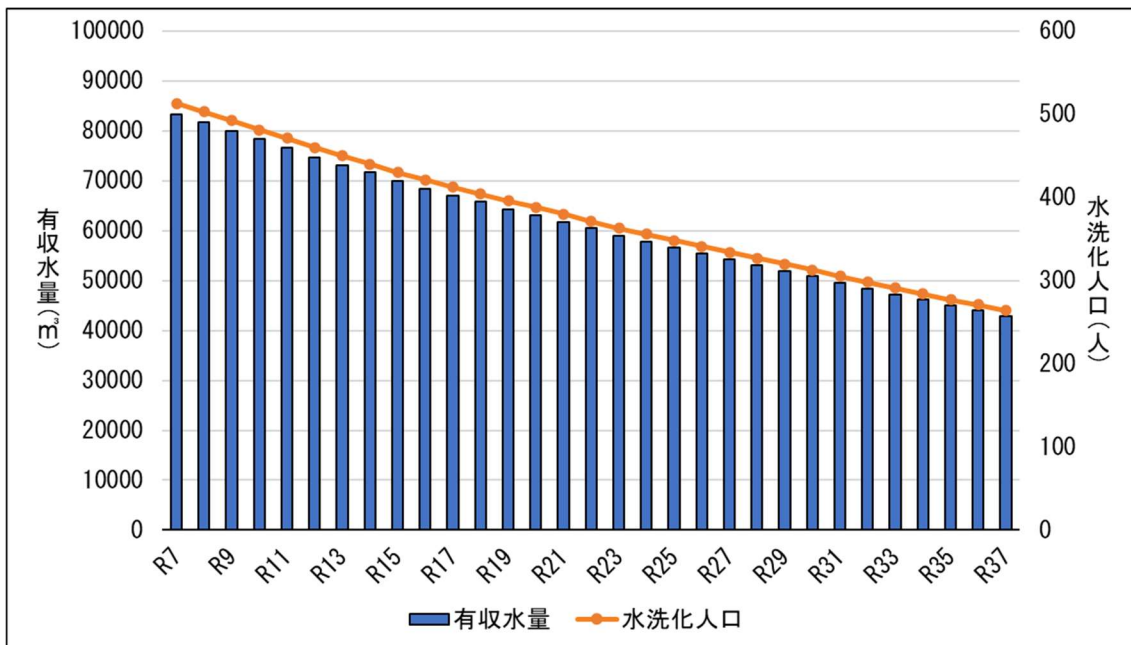


図 3-9 有収水量の見通し(農業集落排水事業)

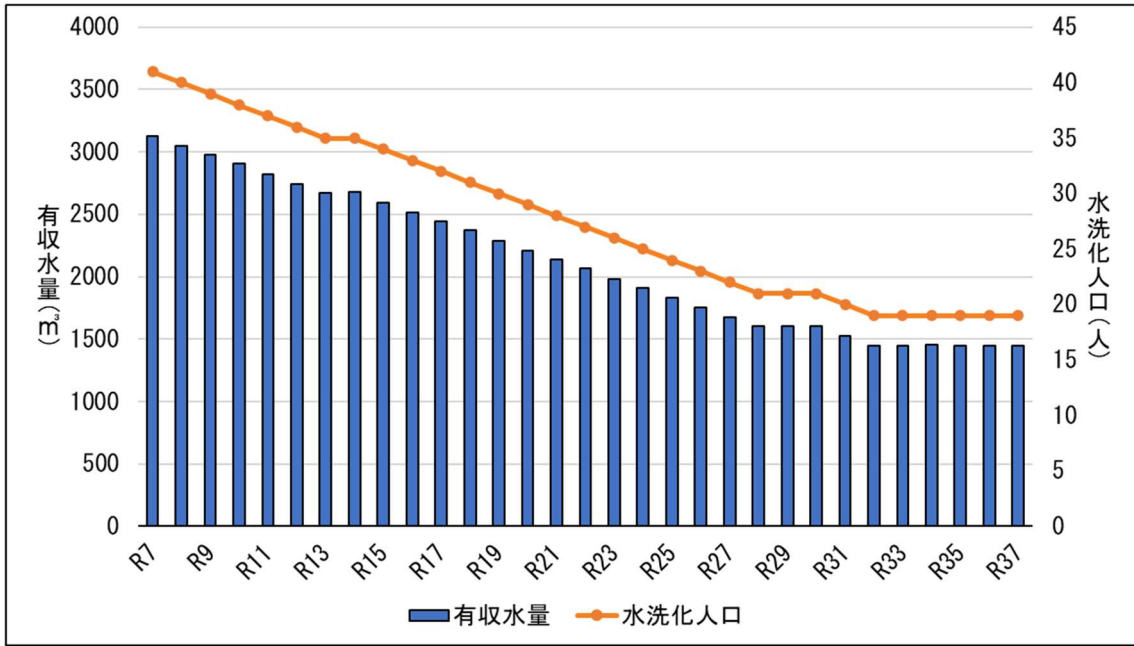


図 3-10 有収水量の見通し(林業集落排水事業)

表 3-11 下水道事業における有収水量の予測結果

年度	項目	特定環境保全公	農業集落排水事業	林業集落排水事業
		共下水道事業 (m ³ /年)	(m ³ /年)	(m ³ /年)
R6	2024	109,112	86,452	2,861
R7	2025	107,003	83,324	3,128
R8	2026	104,838	81,700	3,051
R9	2027	102,800	79,913	2,975
R10	2028	100,910	78,340	2,907
R11	2029	98,469	76,502	2,823
R12	2030	96,430	74,716	2,746
R13	2031	94,392	73,091	2,670
R14	2032	92,735	71,663	2,677
R15	2033	90,571	69,843	2,594
R16	2034	88,660	68,381	2,517
R17	2035	86,877	66,919	2,441
R18	2036	85,454	65,799	2,371
R19	2037	83,565	64,320	2,289
R20	2038	81,654	63,021	2,212
R21	2039	79,998	61,722	2,136
R22	2040	78,556	60,425	2,065
R23	2041	76,686	58,960	1,983
R24	2042	75,030	57,823	1,907
R25	2043	73,575	56,679	1,836
R26	2044	71,845	55,387	1,755
R27	2045	70,317	54,250	1,678
R28	2046	68,661	53,113	1,602
R29	2047	67,132	51,976	1,602
R30	2048	65,911	50,978	1,606
R31	2049	64,075	49,540	1,526
R32	2050	62,546	48,403	1,449
R33	2051	61,145	47,266	1,449
R34	2052	59,652	46,255	1,453
R35	2053	58,088	44,992	1,449
R36	2054	56,686	44,017	1,449
R37	2055	55,285	42,880	1,449

3.4 汚水管路施設などの新設計画

特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業、林業集落排水事業ではほぼ面整備が完了しており、管渠新設工事は計上しないものとします。

3.5 汚水管路施設などの改築計画

特定環境保全公共下水道事業では令和5年度に改定されたストックマネジメント計画を参考に設定を行います。特定環境保全公共下水道事業におけるマンホールポンプはすべて枝線に布設されており、事後保全施設となっていますが、近年故障等が確認されているため、毎年更新費として5,000千円計上するものとします。

令和17(2035)年度までのマンホールポンプの改築・更新への投資額は以下に示す通りです。

表 3-12 改築事業費(MP)

年度	項目	改築事業費 (千円)	備考
R8	2026	5,000	
R9	2027	5,000	
R10	2028	5,000	
R11	2029	5,000	
R12	2030	5,000	
R13	2031	5,000	
R14	2032	5,000	
R15	2033	5,000	
R16	2034	5,000	
R17	2035	5,000	

※金額は全て税込

3.6 処理場等の改築計画

農業集落排水事業では令和2年度に策定された最適整備計画に基づき設定を行います。湯山地区は供用開始から令和6年度末時点で27年が経過しており、清流浄水センターせきれいでは経年劣化による故障などにより、機器の更新が必要な時期となっています。また、本野地区処理施設でも同様に機器更新の時期に差し迫っていますが、本地区は人口減少が著しく、このまま処理場の更新を行うことは、コスト面において不利であるため、近接している湯山地区と統合を行い、維持管理費の削減を図ります

令和17(2037)年度までの本野地区の統合に係る事業費及び清流浄水センターせきれいの改築費用を以下に示します。

表 3-13 農業集落排水事業改築及び統合に係る事業費(湯山地区)

項目		改築工事(千円)				計 (千円)
		土木	建築	機械	電気	
R8	2026	58,000	-	-	-	58,000
R9	2027	44,000	-	-	94,000	138,950
R10	2028	44,000	-	-	94,000	138,950

※金額は全て税込

3.7 流域下水道建設負担金

流域下水道建設負担金は、熊本県が事業主体となり整備を進めている球磨川上流流域下水道の建設事業に対して、関連市町村が負担する費用です。

なお、負担額は、事業費から国の交付金を控除した後の地方負担分について、市町村ごとの計画流入量割合等を基に算定されています。本村においても流域関連市町村の一つとして当該事業に参画しており、流域下水道施設の整備に係る費用の一部を建設負担金として負担しています。

以下に流域下水道建設負担金額の算定結果を以下に示します。

本村下水道事業における令和17年度までの流域下水道建設負担金は令和7年度における負担割合を用いて設定を行いました。

なお、流域下水道建設負担金合計額は「令和7年度熊本県球磨川流域下水道経営戦略見直し」を参考に計上しています。

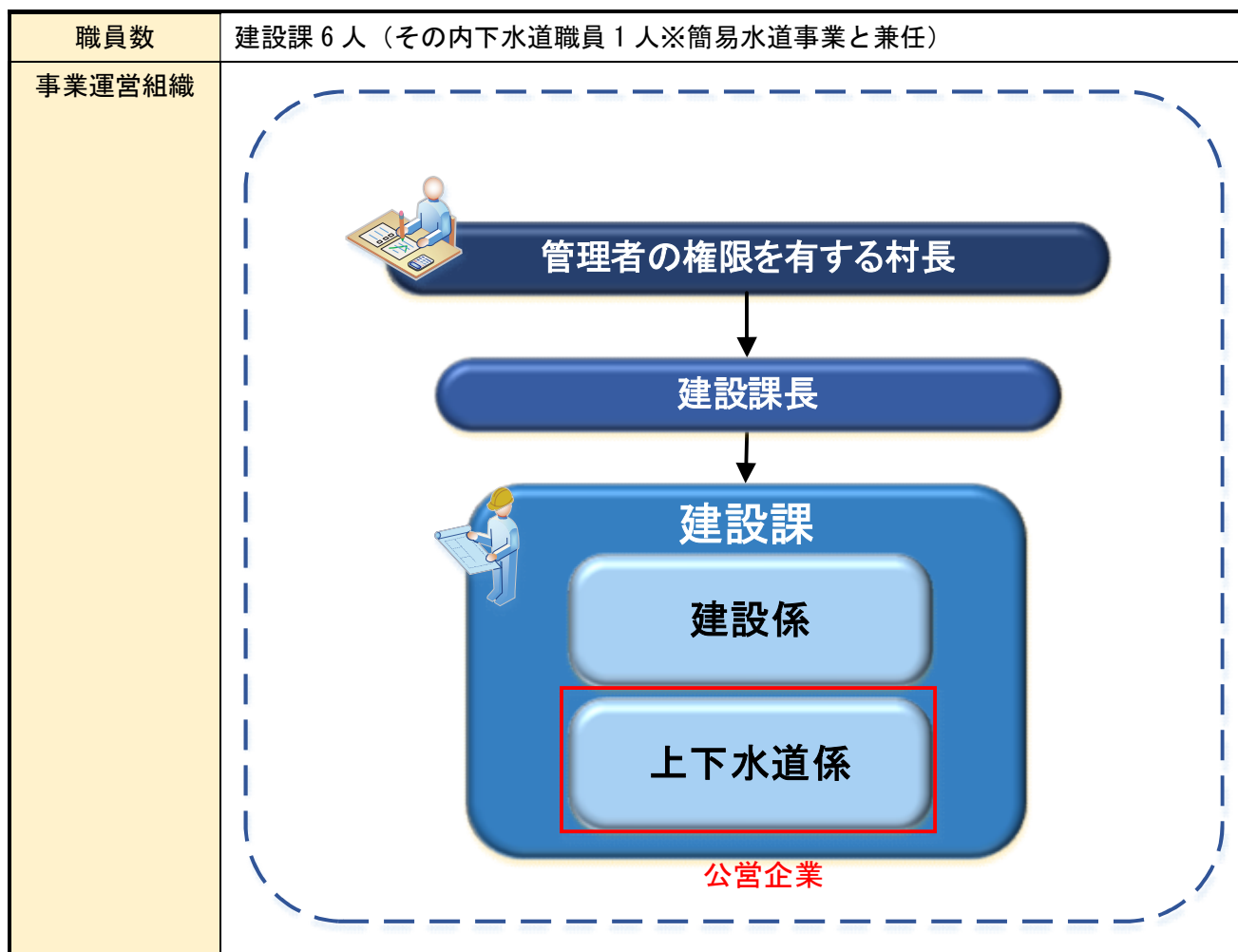
表 3-14 流域下水道建設負担金

年度		市町村 負担分計 (円)	負担割合	流域下水道 建設負担金 (円)	流域下水道 建設負担金 (千円)
R7	2025	122,200,000	0.0393	4,803,000	4,803
R8	2026	115,740,500	0.0393	4,548,602	4,549
R9	2027	169,882,000	0.0393	6,676,363	6,676
R10	2028	311,969,500	0.0393	12,260,402	12,260
R11	2029	223,642,000	0.0393	8,789,131	8,789
R12	2030	45,639,500	0.0393	1,793,633	1,794
R13	2031	71,347,000	0.0393	2,803,938	2,804
R14	2032	59,795,000	0.0393	2,349,944	2,350
R15	2033	105,123,000	0.0393	4,131,334	4,131
R16	2034	35,906,000	0.0393	1,411,106	1,411
R17	2035	48,519,000	0.0393	1,906,797	1,907

3.8 組織の見通し

現在、下水道事業は、建設課にて事業執行しており、今後も同様の運営を行っていく予定です。

表 3-15 令和7年度以降の組織体制表



4 経営の基本方針

本村の下水道事業においては、今後は人口減少及び有収水量の減少等の社会変化に対応した事業経営が求められています。したがって、持続可能な下水道事業経営を推進していくため「第6 水上村総合計画」をはじめとし、本村下水道事業に係る関連計画を上位計画として、以下の基本方針に基づき経営健全化に努めます。

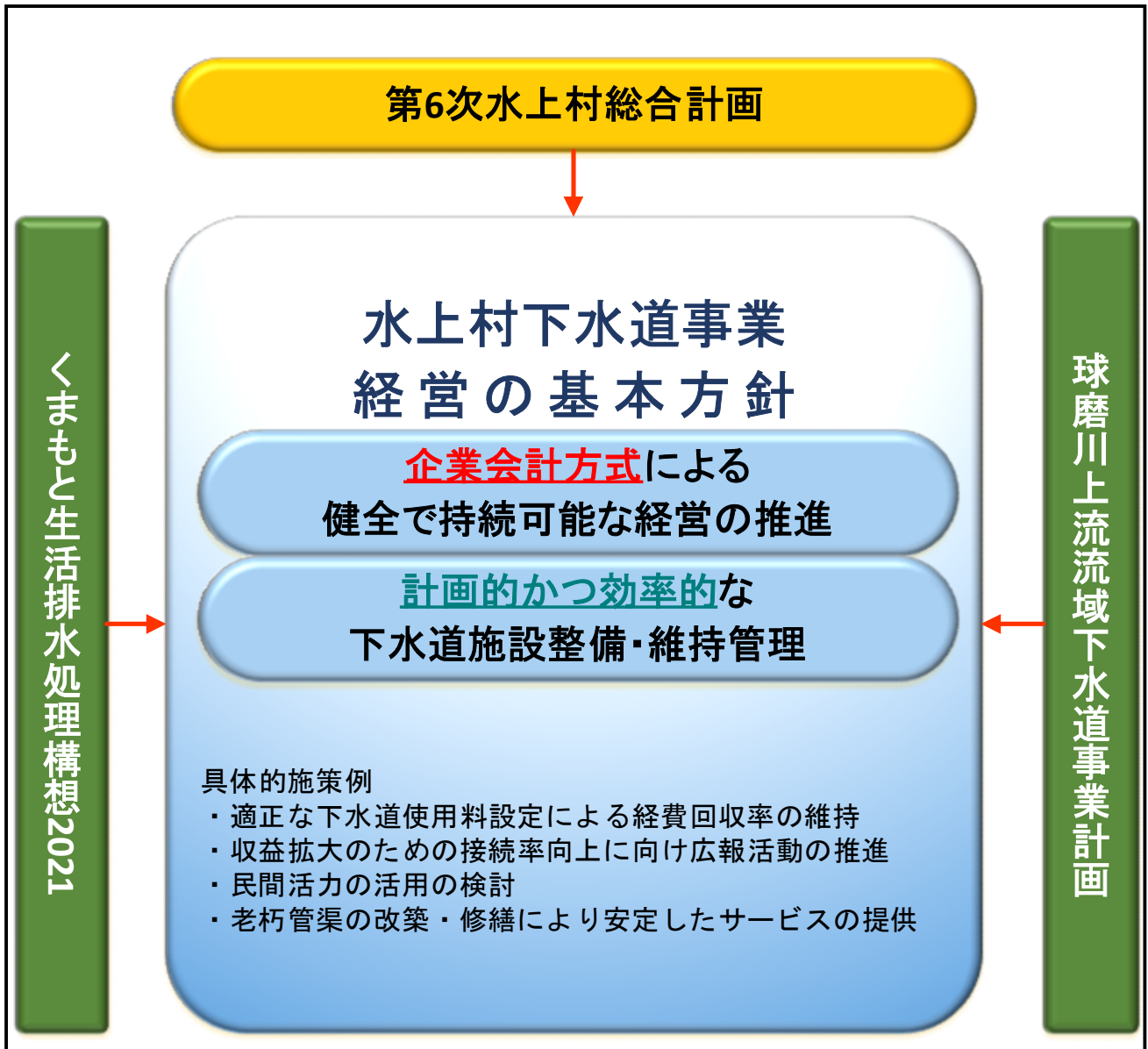


図 4-1 水上村下水道事業経営の基本方針イメージ

5 投資・財政計画の策定

5.1 収益的収支における諸元設定

(1) 収益的収入

1) 下水道使用料

下水道使用料は、「3.3 有収水量の予測」にて推計した有収水量に使用料単価を乗ずることにより算定します。推計に用いる使用料単価は、令和6（2024）年度の有収水量及び下水道使用料から算出し事業ごとに推計を行います。

本村下水道事業における使用料単価は下表に示すとおりです。

表 5-1 使用料単価実績設定根拠(税抜)

事業区分	有収水量 (m ³ /年)	下水道使用料 (千円)	使用料単価 (令和6年度実績) (円/m ³)
特定環境保全公共 下水道事業	109,112	13,997	128
農業集落排水事業	86,452	7,791	90
林業集落排水事業	2,861	692	242

※使用料単価＝下水道使用料(円)/有収水量(m³)

上表に示した使用料単価を用いて将来の下水道使用料を推計すると次頁以降に示すとおりとなります。

① 特定環境保全公共下水道事業

表 5-2 特定環境保全公共下水道事業における下水道使用料推計

年度	項目	有収水量 (m ³)	使用料単価 (円/m ³)	下水道使用料 (千円)	備考
R7	2025	107,003	128	13,696	107,003 × 128 ÷ 1,000 = 13,696
R8	2026	104,838	128	13,419	令和 7 年度と同様の手法で算定。
R9	2027	102,800	128	13,158	
R10	2028	100,910	128	12,916	
R11	2029	98,469	128	12,604	
R12	2030	96,430	128	12,343	
R13	2031	94,392	128	12,082	
R14	2032	92,735	128	11,870	
R15	2033	90,571	128	11,593	
R16	2034	88,660	128	11,348	
R17	2035	86,877	128	11,120	
R18	2036	85,454	128	10,938	
R19	2037	83,565	128	10,696	
R20	2038	81,654	128	10,452	
R21	2039	79,998	128	10,240	
R22	2040	78,556	128	10,055	
R23	2041	76,686	128	9,816	
R24	2042	75,030	128	9,604	
R25	2043	73,575	128	9,418	
R26	2044	71,845	128	9,196	
R27	2045	70,317	128	9,001	
R28	2046	68,661	128	8,789	
R29	2047	67,132	128	8,593	
R30	2048	65,911	128	8,437	
R31	2049	64,075	128	8,202	
R32	2050	62,546	128	8,006	
R33	2051	61,145	128	7,827	
R34	2052	59,652	128	7,635	
R35	2053	58,088	128	7,435	
R36	2054	56,686	128	7,256	
R37	2055	55,285	128	7,076	

※金額は税抜

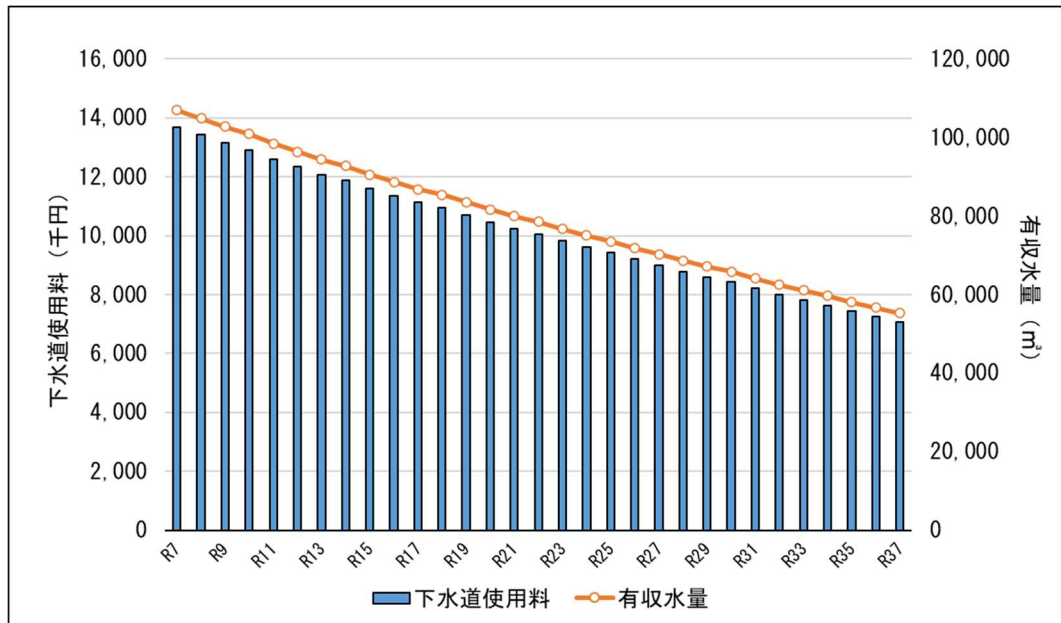


図 5-1 下水道使用料の推計結果 (特環)

特定環境保全公共下水道事業における下水道使用料は、人口減少に伴う有収水量の減少により徐々に減少していく見込みです。また、表 5-2 にて示したとおり、令和 7 (2025) 年度で 13,696 千円ですが、令和 37 (2055) 年度では 7,076 千円となり、約 6,600 千円の収益減少が予測されます。

② 農業集落排水事業

表 5-3 農業集落排水事業における下水道使用料推計

項目		有収水量 (m ³)	使用料単価 (円/m ³)	下水道使用料 (千円)	備考
年度					
R7	2025	83,324	90	7,499	83,324 × 90 ÷ 1,000 = 7,499
R8	2026	81,700	90	7,353	令和 7 年度と同様の手法で算定。
R9	2027	79,913	90	7,192	
R10	2028	78,340	90	7,051	
R11	2029	76,502	90	6,885	
R12	2030	74,716	90	6,724	
R13	2031	73,091	90	6,578	
R14	2032	71,663	90	6,450	
R15	2033	69,843	90	6,286	
R16	2034	68,381	90	6,154	
R17	2035	66,919	90	6,023	
R18	2036	65,799	90	5,922	
R19	2037	64,320	90	5,789	
R20	2038	63,021	90	5,672	
R21	2039	61,722	90	5,555	
R22	2040	60,425	90	5,438	
R23	2041	58,960	90	5,306	
R24	2042	57,823	90	5,204	
R25	2043	56,679	90	5,101	
R26	2044	55,387	90	4,985	
R27	2045	54,250	90	4,883	
R28	2046	53,113	90	4,780	
R29	2047	51,976	90	4,678	
R30	2048	50,978	90	4,588	
R31	2049	49,540	90	4,459	
R32	2050	48,403	90	4,356	
R33	2051	47,266	90	4,254	
R34	2052	46,255	90	4,163	
R35	2053	44,992	90	4,049	
R36	2054	44,017	90	3,962	
R37	2055	42,880	90	3,859	

※金額は税抜

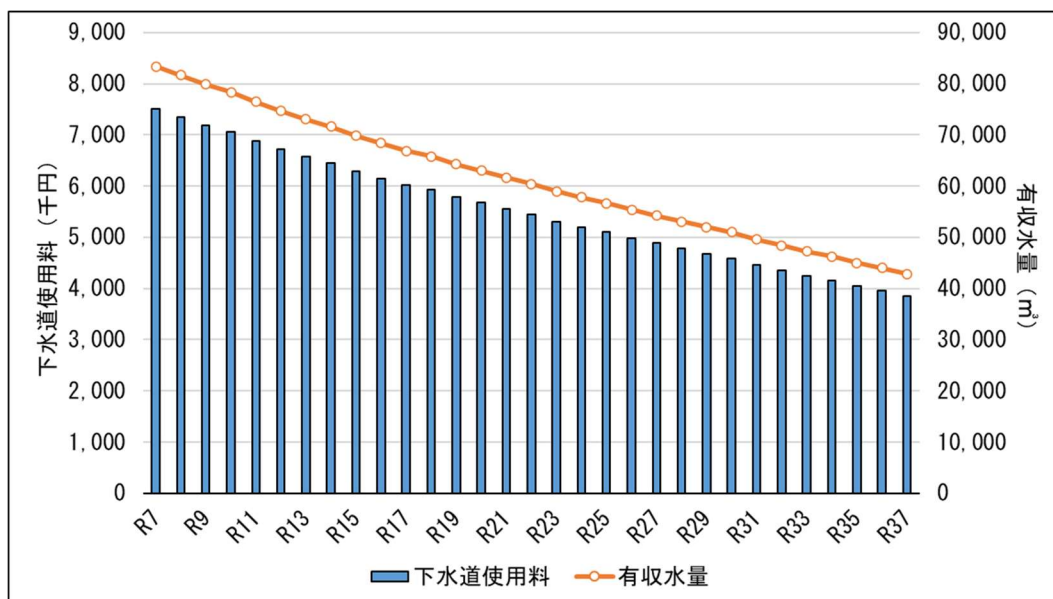


図 5-2 下水道使用料の推計結果（農集）

農業集落排水事業においては、今後整備事業による水洗化人口の増加は見込めず、有収水量の減少により下水道使用料は減少傾向となります。また、令和 7（2025）年度では 7,499 千円の収益を確保していますが、令和 37（2055）年度では 3,859 千円となり、約 3,600 千円の収益減少が予測されます。

③ 林業集落排水事業

表 5-4 林業集落排水事業における下水道使用料推計

項目		有収水量 (m ³)	使用料単価 (円/m ³)	下水道使用料 (千円)	備考
年度					
R7	2025	3,128	242	757	3,128 × 242 ÷ 1,000 = 757
R8	2026	3,051	242	738	令和 7 年度と同様の手法で算定。
R9	2027	2,975	242	720	
R10	2028	2,907	242	703	
R11	2029	2,899	242	702	
R12	2030	2,823	242	683	
R13	2031	2,746	242	665	
R14	2032	2,677	242	648	
R15	2033	2,594	242	628	
R16	2034	2,517	242	609	
R17	2035	2,441	242	591	
R18	2036	2,371	242	574	
R19	2037	2,289	242	554	
R20	2038	2,212	242	535	
R21	2039	2,136	242	517	
R22	2040	2,065	242	500	
R23	2041	1,983	242	480	
R24	2042	1,907	242	461	
R25	2043	1,912	242	463	
R26	2044	1,831	242	443	
R27	2045	1,755	242	425	
R28	2046	1,678	242	406	
R29	2047	1,602	242	388	
R30	2048	1,606	242	389	
R31	2049	1,526	242	369	
R32	2050	1,449	242	351	
R33	2051	1,449	242	351	
R34	2052	1,453	242	352	
R35	2053	1,449	242	351	
R36	2054	1,449	242	351	
R37	2055	1,449	242	351	

※金額は税抜

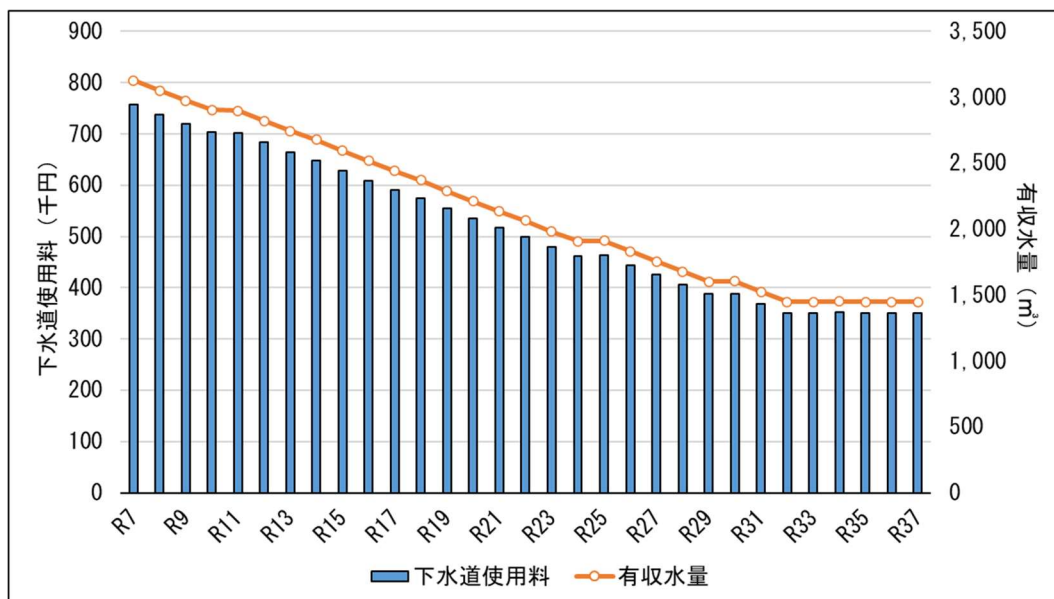


図 5-3 下水道使用料の推計結果（林集）

特定地域生活排水処理事業においては、簡易排水事業と同様、今後の整備事業による水洗化人口の増加は見込めず、有収水量が減少を辿っていくことが予想され、下水道使用料は減少傾向と見込まれます。また、令和 7（2025）年度では 757 千円の収益ですが、令和 37（2055）年度では 351 千円となり、約 400 千円の収益減少が予測されます。

2) 他会計補助金

収益的収入に係る一般会計繰入金については、毎年総務省より発出される「地方公営企業繰入金について」に基づく「基準内繰入金」、主に収支の不足分に充てる「基準外繰入金」の2種類に大別されます。本村下水道事業における一般会計繰入金対象及び算出方法は次のとおりです。

表 5-5 他会計補助金算出方法

種別	項目	算出手法
基準内	地方公営企業法の適用に要する経費	起債台帳より元金分を集計
	流域下水道の建設に要する経費	流域下水道建設負担金の40%を計上
	臨時財政特例債分の経費	起債台帳より元金分を集計
基準外	—	

【参考】 分流式下水道に要する経費について

「分流式下水道に要する経費」は、汚水処理に係る費用から「適正と考えられる下水道使用料収益」及び「基準内繰入額」を除いてもなお、回収が困難である費用が対象となり、概念は次のとおりです。また、「適正な下水道使用料」とは、総務省が提言している下水道使用料収益の水準であり、使用料単価（下水道使用料÷有収水量）が150円/m³であることを基準として考えられています。

また、使用料単価を150円/m³に定めていることについては、一般家庭にて水道を20m³使用した場合の水道料金が全国平均で約3,000円/20m³（150円/m³）※であることを鑑みた基準値となっています。

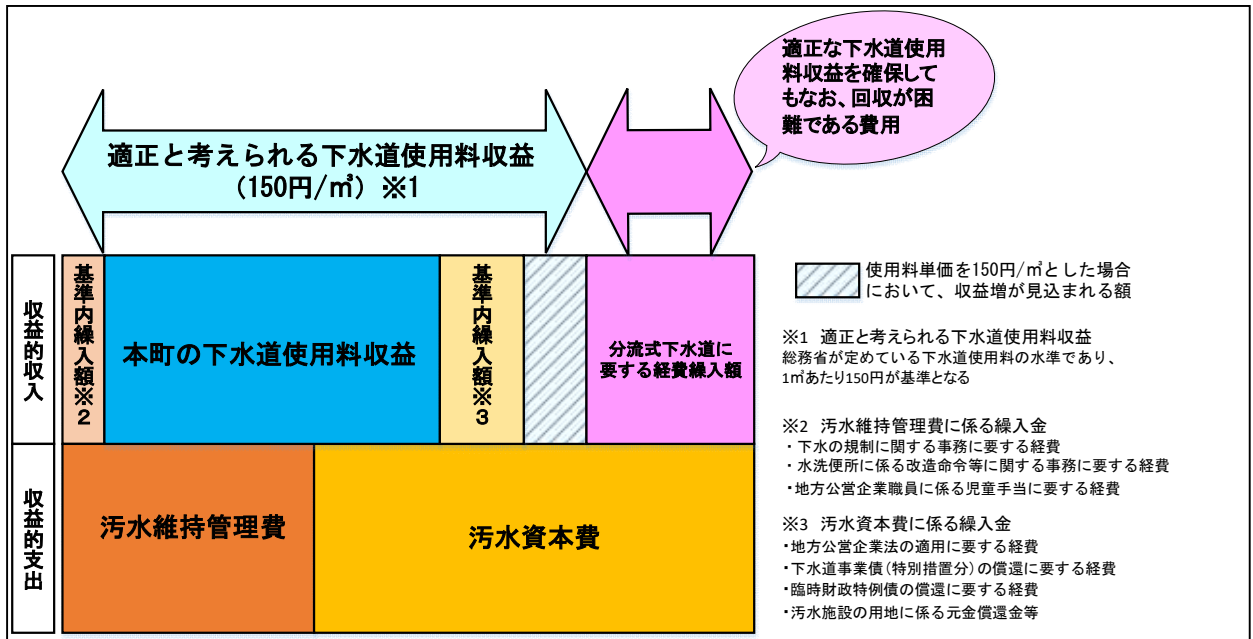


図 5-4 分流式下水道に要する経費のイメージ

※参照資料：「平成 17 年 1 月 21 日全国財政課長・市町村課長合同会議資料」

「公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成 26 年 8 月 29 日付総務省公営企業課長等通知)」

4) 長期前受金戻入

長期前受金戻入は、令和6年度以前取得資産と令和7年度以降取得資産に分けて推計を行います。令和6年度以前の長期前受金戻入は固定資産一覧表の長期前受金戻入計算を延伸することにより算出します。また、下水道事業における令和7（2025）年度以降の長期前受金戻入については、建設改良費に対する長期前受金（財源）の割合を設定することにより算出します。

表 5-6 下水道事業における長期前受金設定

割合	備考
50 %	一般的な国庫補助率

表 5-7 長期前受金戻入算出方法

項目	算出方法、算出式	
令和6年度まで分	開始時固定資産一覧表の計算延伸	
令和7年度分	予算値を採用	
令和8年度以降分	国庫補助金 長期前受金戻入	$\text{国庫補助金} \times \frac{\text{減価償却費総額}}{\text{建設改良費総額}}$

(2) 収益的支出

1) 減価償却費

令和 6（2024）年度以前取得資産の減価償却費は、固定資産一覧表の減価償却計算を計画期間中延伸することにより算出します。また、下水道事業の令和 7（2025）年度以降取得分における施設の耐用年数は、污水管渠施設 50 年、マンホール形式ポンプ場、処理場に係る土木・建築施設 18 年、機械・電気設備 20 年として推計を行います。

表 5-8 令和 7 年度以降減価償却計算条件

項目	耐用年数	耐用年数根拠	残存価額	償却限度額	償却率
污水管渠	50 年	通知	10%	95%	0.020
土木・建築施設	18 年	国土	10%	95%	0.055
機械・電気設備	20 年	通知、則	10%	95%	0.050
浄化槽	28 年	-	10%	95%	0.036
減価償却費		=（取得価額－残存価額）×償却率			

※残存価額、償却限度額は取得価額に対する割合

※「通知」は「平成 24 年 10 月 19 日 総財公第 99 号 地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」を示す。

※「国土」は国土交通省通知（平成 25 年 5 月 16 日 国水下事第 7 号「下水道施設の改築について」）を示す。

※「則」は「地方公営企業法施行規則別表第 2 号」を示す。

※機械・電気設備の耐用年数のうち、機械設備は「通知」、電気設備は「則」に基づき算定。

2) 職員給与費

職員給与費は、「給料」、「手当」及び「法定福利費」で構成され、将来的に見込まれる職員数により変動しますが、「3.13 組織の見通し」にて示したとおり、下水道事業では職員の計上をしていないため、令和8年(2025)度以降についても同様に職員給与費は計上しないものとします。

3) 経費

収益的支出における経費は、下水道施設について主に日常的な維持管理に係る委託料、修繕費等といった污水管渠費、処理場費に加え、総係費を計上します。

投資・財政計画における下水道施設の経費は令和6(2024)年度については予算値を採用、令和7(2025)年度以降は予算値を基本としたうえで、近年の社会情勢を考慮して備消耗品費、光熱水費、通信運搬費、委託料、燃料費、修繕料などの一部科目については年間1%の物価上昇を見込むものとします。

また、流域下水道維持管理負担金については以下の通り設定します。

【流域下水道維持管理負担金について】

流域下水道維持管理負担金は、熊本県が管理する球磨川上流流域下水道の処理場や幹線管渠の維持管理に要する費用について、関連町村が負担するものです。負担額は、流域下水道へ流入する汚水量等を基に算定され、各町村の実績に応じて決定されています。

本村においても流域関連町村の一つとして、流域下水道施設の適切な運転管理および水質保全を図るため、維持管理に係る費用の一部を維持管理負担金として負担しています。

流域下水道維持管理負担金算出に用いる単価は球磨川上流流域下水道経営戦略(令和7年12月時点)を参考に以下の通り設定します。

○流域下水道維持管理負担算出式

流域下私道維持管理負担金 = 流入水量に応じた維持費管理費 + 資本費

・ 流入水量に応じた維持費管理費算出式

= 1 m³当りの単価 ※ (円/m³) × 流入水量 (m³)

・ 資本費算出式

= 資本費単価 ※ (円/m³) × 流入水量 (m³)

※ 球磨川上流流域下水道経営戦略(令和7年12月時点)より設定

流域下水道維持管理負担金算出結果を次ページに示します。

表 5-9 流域下水道維持管理負担金推計結果

年度		流入水量 (m^3)	維持管理 分負担金 単価 ($\text{円}/\text{m}^3$)	維持管理 分負担金 (円)	資本費分 単価($\text{円}/\text{m}^3$)	資本費 (円)	流域下水道維持管理負担金計(千円)
R7	2025	107,003	112	11,984,336	23	2,461,069	14,445
R8	2026	104,838	115	12,056,370	15	1,572,570	13,629
R9	2027	102,800	115	11,822,000	15	1,542,000	13,364
R10	2028	100,910	115	11,604,650	15	1,513,650	13,118
R11	2029	98,469	115	11,323,935	15	1,477,035	12,801
R12	2030	96,430	115	11,089,450	15	1,446,450	12,536
R13	2031	94,392	130	12,270,960	12	1,132,704	13,404
R14	2032	92,735	130	12,055,550	12	1,112,820	13,168
R15	2033	90,571	130	11,774,230	12	1,086,852	12,861
R16	2034	88,660	130	11,525,800	12	1,063,920	12,590
R17	2035	86,877	130	11,294,010	12	1,042,524	12,337

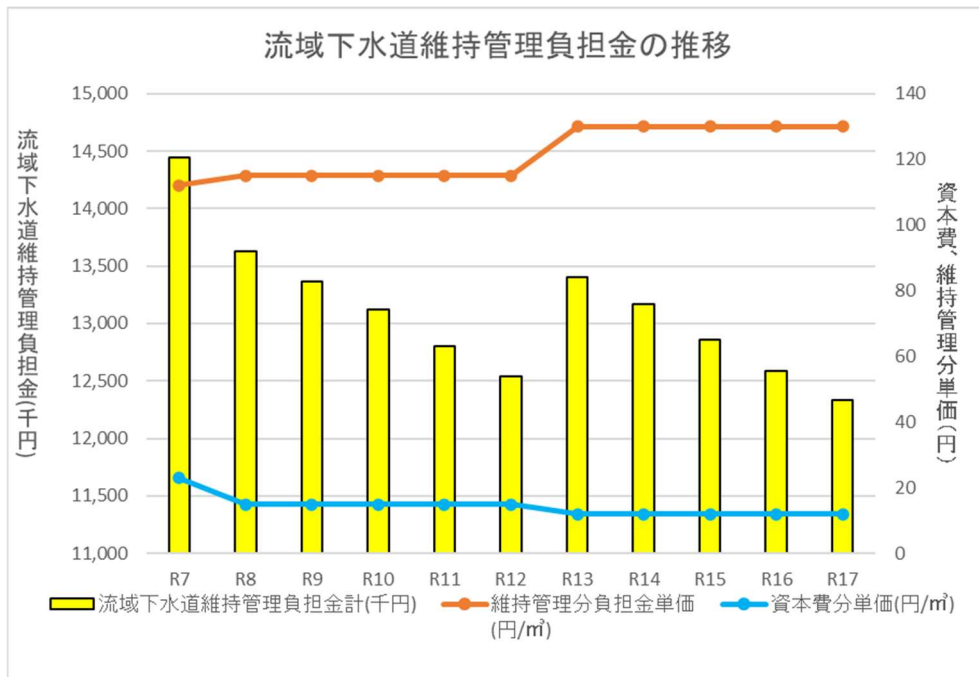


図 5-5 流域下水道維持管理負担金の推移

4) 支払利息

支払利息は、令和6（2024）年度まで発行分は起債台帳の年度別償還額を集計することにより算出します。令和7（2025）年度以降については、建設改良費等に対する企業債発行額を基に償還計算を行うことにより算出します。

表 5-10 支払利息算出手法

科目	種別	算出手法
支払利息	令和6年度まで発行分	起債台帳の年度別償還額より集計
	令和7年度以降予定分	企業債発行額より償還計算を行い推計

5.2 資本的収支における諸元設定

(1) 資本的収入

1) 企業債

①下水道事業債

一般に建設改良費の主な財源は、国庫補助金、企業債、受益者負担金等からなります。国庫補助金が財源に占める割合(充当率)は対象施設によって異なり、管路施設では最大50%、処理場施設では最大55%となり、残りは自己財源での対応となります。

したがって、令和7(2025)年度以降の下水道事業債は、建設改良費総額から国庫補助金及び受益者負担金を控除して算定します。

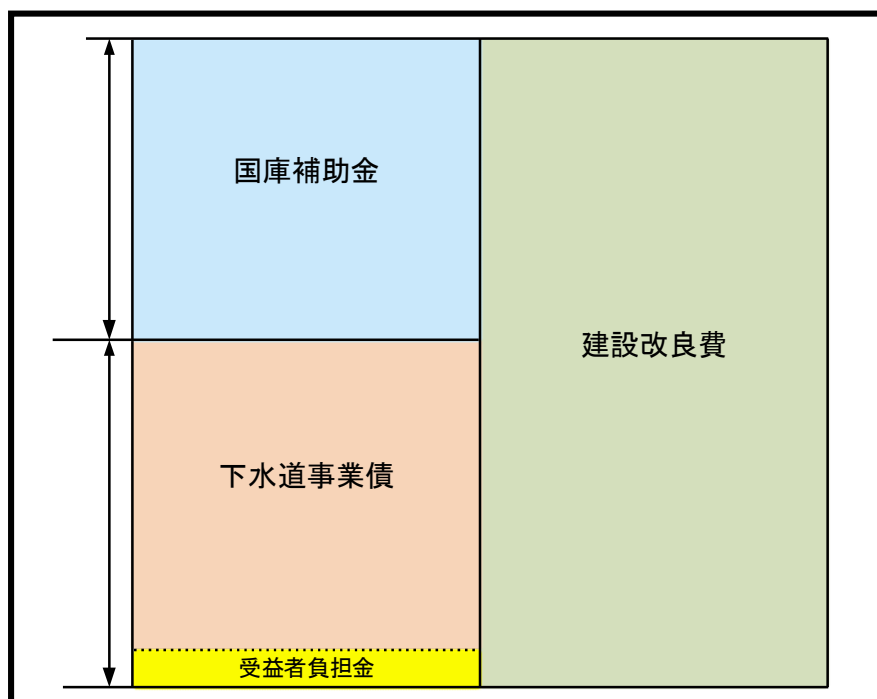


図 5-6 下水道事業における建設改良費に係る財源イメージ

②資本費平準化債

下水道事業における資本費平準化債は、下記の式により発行可能額を算定します。

$$\text{資本費平準化債発行可能額} = \text{企業債元金償還額} - \text{減価償却費（長期前受金戻入控除）}$$

2) 他会計出資金

資本的収入に係る一般会計繰入金については、収益的収入の他会計補助金と同様、基準内繰入金と基準外繰入金に大別され、算出手法は次表に示すとおりです。

表 5-11 他会計出資金算出手法

種別	項目	算出手法
基準内	地方公営企業法の適用に要する経費	起債台帳より元金分を集計
	流域下水道の建設に要する経費	起債台帳より元金分を集計(40%を計上)
	臨時財政特例債分の経費	起債台帳より元金分を集計
基準外	—	

3) 国庫補助金

令和7(2025)年度以降の国庫補助金は、前段「(1) 収益的収入」の「4) 長期前受金戻入」にて示した国庫補助金割合を建設改良費に乗ずることにより算定します。

$$\text{令和7年度以降国庫補助金} = \text{令和7年度以降建設改良費} \times \text{設定国庫補助金割合}$$

(2) 資本的支出

1) 建設改良費

将来の建設改良費については 3. 将来の事業環境に整理した事業費を採用します。

2) 企業債償還金

令和 6 (2024) 年度以前の借入分は起債台帳の年度別償還額より元金分及び利子分を集計することにより算出します。

また、令和 7 (2025) 年度以降の償還額については下表の条件によるものとし、「4) 建設改良費」にて算定した建設計画に基づいて起債償還計算を行います。

表 5-12 令和 7 年度以降借入分起債償還計算条件

種別	下水道事業債	資本費平準化債	備考
償還期間	40 年	20 年	
据置回数	5 回	3 回	
支払期数	年 2 回		
償還区分	元利均等方式		
利率	5.0%		直近の実績より設定

5.3 基本パターンの考察

本村下水道事業にて最も規模が大きい特定環境保全公共下水道事業にて、直近の施設整備量等を踏まえた「基本パターン」による投資・財政計画表を作成した結果、次の特徴が挙げられます。

なお、「基本パターン」では、各年度の純利益が0となるよう基準外繰入金を計上する前提としています。

(1) 収益的収支について

収益的収入においては、令和 8 (2026) 年度以降、人口減少等の影響により下水道使用料が減少しており、令和 17 (2035) 年度までに約 2,299 千円の減少となる見込みです。

収益的支出においては、流域維持管理負担金の単価見直し(増額)等が予定されていますが、有収水量の減少により、収益的支出全体では令和 8 (2026) 年度から令和 17 (2035) 年度にかけて約 1,800 千円の減少となります。

また、污水管きよ費等の経費については年間 1%の物価上昇を見込んでいることもあり、令和 8 (2026) 年度と比較すると令和 17 (2035) 年度では費用が増加しています。

収益的収支では、主な収益である下水道使用料が減少していく一方、営業費用等は増加していく見込みであることから、基準内繰入金のみでは賅うことができません。このため、計画期間を通じて平均約 6,900 千円の基準外繰入金が必要となっています。

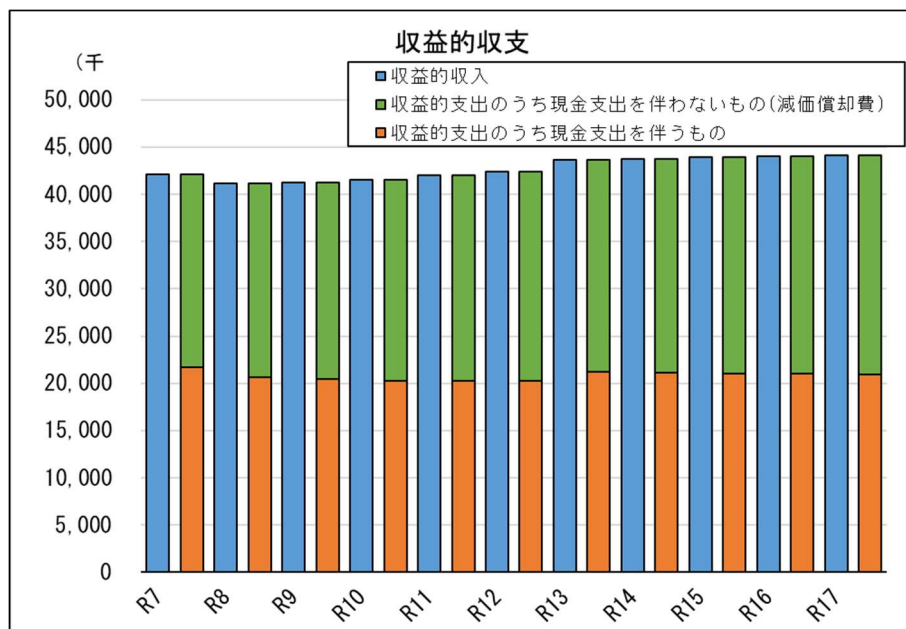


図 5-7 基本パターンによる収益的収支の推移 (特定環境保全公共下水道事業)

(2) 資本的収支について

資本的収入は、主に国庫補助金、企業債および一般会計繰入金（企業債償還金に係る基準内分の一部）で構成されており、当該年度の事業規模に応じて収入額が変動します。

一方、資本的収支における支出は、建設改良費および企業債償還金が計上されるため、計画期間を通じて収入が不足する状況となっています。

しかしながら、この不足額については、「損益勘定留保資金（次ページに詳細を記載）」および「前々年度の純利益」で構成される「補填財源」により補填することが可能となっています。

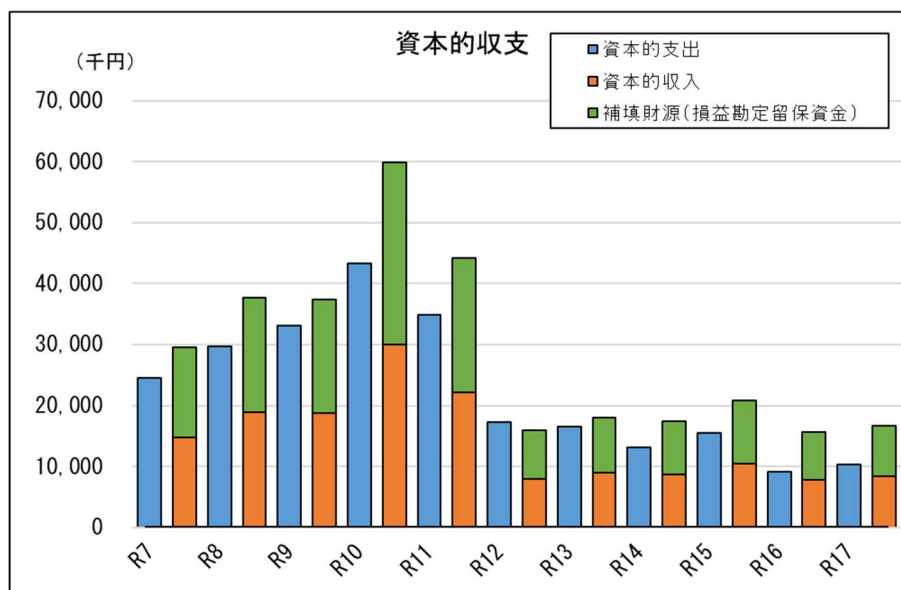


図 5-8 基本パターンによる資本的収支の推移(特定環境保全公共下水道事業)

(3) 経費回収率について

基本パターンにおける経費回収率は、計画期間を通じて67%から59%の範囲で推移し、全体として減少傾向を示しています。これは、流域下水道維持管理負担金単価の増額や、物価上昇に伴う維持管理費の増加が要因であると考えられます。

基本パターンにおける経費回収率の推移を以下に示します。

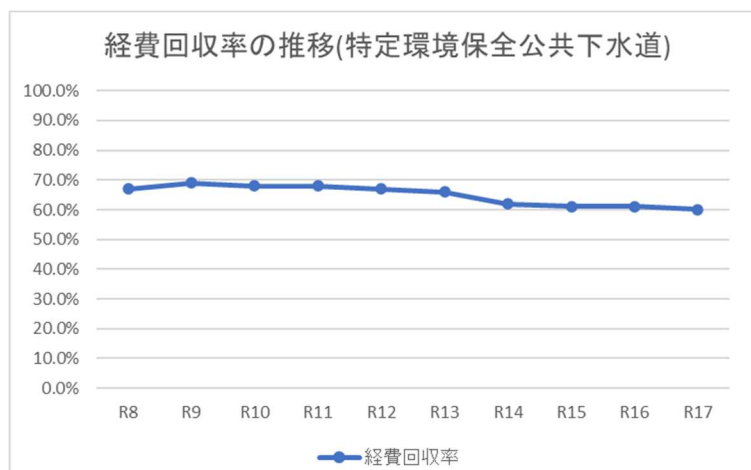


図 5-9 基本パターンによる経費回収率の推移

[補填財源について]

公営企業会計方式では、現金の支出はないものの、資産価値の減少分として費用を計上する減価償却費、同じく現金の収入はないものの、減価償却に伴って長期前受金相当分を収益化する長期前受金戻入があります。「現金を伴わない支出」である減価償却費（長期前受金戻入及び当年度の欠損金を控除）は、「損益勘定留保資金」と呼ばれ、前々年度の純利益と合わせた「補填財源」として資本的収支の不足分に充てられます。

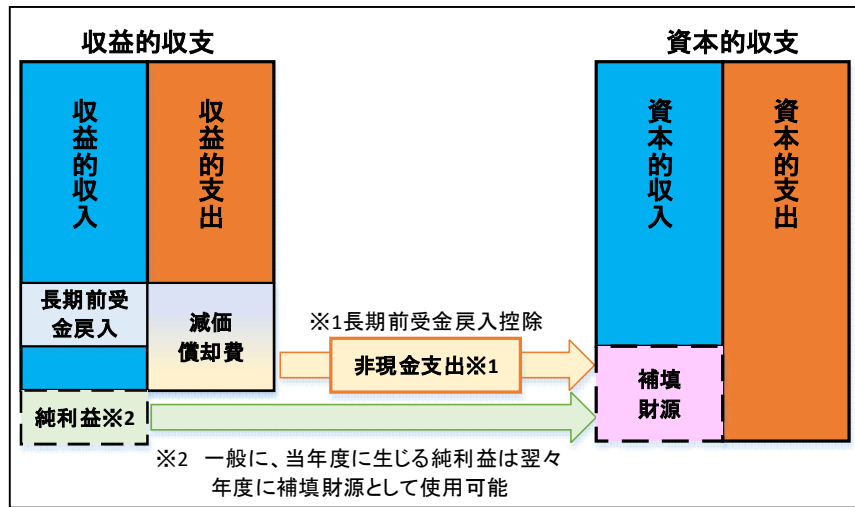


図 5-10 収益的収支、資本的収支の関係性イメージ

5.4 定量的な業績指標及び目標年限

計画期間である令和 17(2035)年度における定量的な業績指標を以下に示します。

(1) 経常収支率

経常収支率は当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを表します。令和 6 年度の本村における実績では、すべての事業において経常収支比率が 100%を超えています。そのため、計画期間中においても、引き続き 100%以上を目標といたします。

表 5-13 経常収支比率目標

項目	事業	実績(R6)	目標 R17
経常収支 比率(%)	特定環境保全公共 下水道事業	107.8	100 以上
	農業集落排水事業	109.9	100 以上
	林業集落排水事業	131.7	100 以上

(2) 経費回収率

汚水処理に要する経費は、経営に伴う収入をもって賄うことが原則であり、下水道使用料等により負担することが基本的な考え方です。

計画期間初年度である令和 7 (2025) 年度における本村下水道事業の経費回収率は 67%と見込まれており、その後は人口減少等の影響により減少傾向で推移する見込みです。

物価上昇などの社会情勢を踏まえると、短期的に経費回収率を向上させることは困難であることから、令和 17 (2035) 年度までに経費回収率を現状水準である 67%以上とすることを目標とし、安定的な事業運営を図ります。

また、農業集落排水事業および林業集落排水事業については、施設規模や利用状況を踏まえると経費回収率の改善が困難と見込まれるため、数値目標の設定は行わず、効率的な運営に努めます。

表 5-14 経費回収率目標

項目	事業	R7 見込み	目標 R17
経費回収 率(%)	特定環境保全 公共下水道事業	67	67
	農業集落排水事業	-	-
	林業集落排水事業	-	-

5.5 収入増加のための具体的取組及び実施時期

(1) 水洗化率向上に向けた取り組み

特定環境保全公共下水道事業では水洗化率の向上による使用料収入の増収を図るため、接続の促進(HP やチラシでの広報活動)を実施します。特に特定環境保全公共下水道事業では計画期間である令和17(2035)年度に94.6%を目標として水洗化率向上に取り組めます。

表 5-15 水洗化率目標

項目	事業	実績(R6)	目標 R17
水洗化率 (%)	特定環境保全 公共下水道事業	93.6	94.6
	農業集落排水事業	89.3	89.3
	林業集落排水事業	93.4	94.4

5.6 支出削減のための具体的取組及び実施時期

(1) 施設の統廃合

本村農業集落排水事業では維持管理費の縮減および施設の効率的な運用を図るため、既存施設の統廃合(本野浄化センター廃止、清流浄水センターせきれいへ統合)を予定しております。

なお、具体的な実施時期については、関係機関との協議や地元住民との調整を経たうえで、令和8年度までに完了を目指しております。

(2) 民間活力の活用

本村下水道事業では、処理場およびマンホールポンプの維持管理業務について、民間事業者への委託を実施しております。

今後も経営の効率化を図るため、令和17(2035)年度までの計画期間中は、引き続き民間委託を継続する方針です。

5.7 目標達成に向けた財政収支シミュレーションの作成

「5.4 定量的な業績指標及び目標年限」にて設定した運営目標達成に向けて、財政収支シミュレーションを作成します。

本シミュレーションは、「基本パターンの考察」にて作成した基本ケースをベースとし、目標達成に必要な条件を反映させるものとします。

【作成方針】

(1) 経常収支比率

基本ケースでは、純利益が0となるよう繰入金を設定していることから、同様の作成方針を踏襲することで、経常収支比率100%以上を確保します。

(2) 経費回収率

計画期間最終年度である令和17年度において経費回収率の目標値(67%)を達成できるよう、財政収支シミュレーションを設定します。

具体的には、使用料改定を実施することにより使用料収入を確保し、経費回収率の向上を図ります。

なお、農業集落排水事業および林業集落排水事業については事業規模等を考慮し、今回計画では料金改定の検討は見送ります。ただし、今後の人口減少や施設の老朽化に伴う維持管理費の増加等により、経営環境の変化が見込まれることから、収支状況を継続的に把握し、必要に応じて料金改定を含めた見直しを行うものとします。

特定環境保全公共下水道事業使用料の改定については、住民負担に配慮し、計画期間内に2段階で実施するものとします。

改定時期は、準備期間を考慮して令和10年度および令和15年度とします。

また、改定率については、下水道使用料単価が適正水準である150円/m³※となるよう設定します。

段階的改定における使用料単価および改定率を以下に示します。

表 5-16 使用料単価及び改定率(特定環境保全公共下水道事業)

年度		項目	使用料単価 (円/m ³)	改定率
R8~R9	2026~2027		128	-
R10~R14	2028~2032		138	8%
R15~R17	2033~2035		150	8%

使用料を改定することにより、経費回収率は令和17年度において69%となり、経費回収率の目標は達成可能であると見込まれます。

次ページ以降に使用料改定後の財政収支シミュレーション考察結果を示します。

5.8 改善版財政収支シミュレーションの考察(特定環境保全公共下水道)

(1) 収益的収支について

収益的収支については、基本パターンと同様に純利益が0となるよう繰入金を調整して設定していることから、経常収支100%を確保しています。

使用料収入については、使用料改定を実施するものの、人口減少に伴う有収水量の減少により、令和8年度から令和17年度までの間で約400千円の減少が見込まれます。

一方で、令和17年度単年度で見ると、基本パターンと比較して約1,900千円の収入増加が見込まれ、使用料改定による増収効果が確認できます。

収益的収支および下水道使用料の推移を以降に示します。

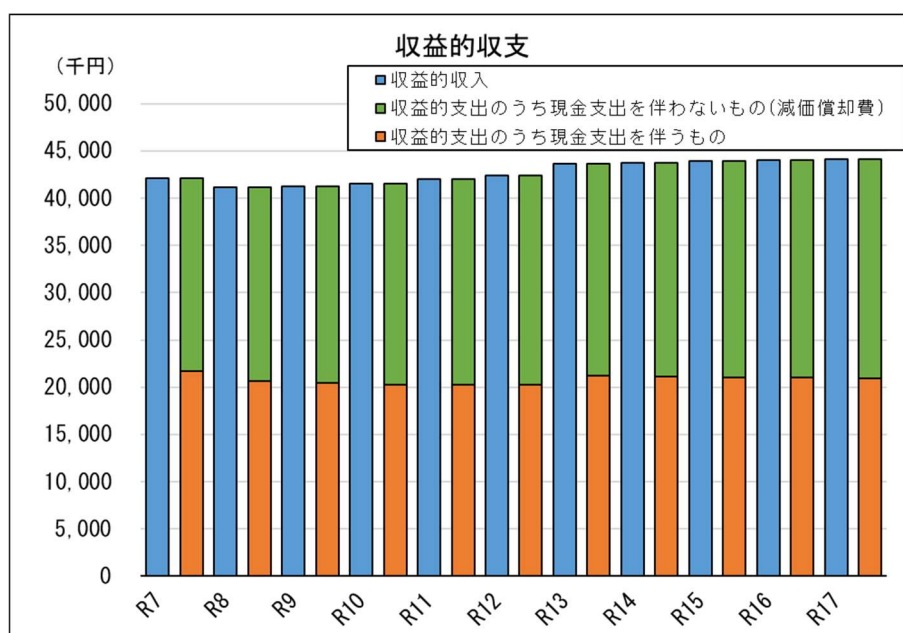


図 5-11 収益的収支の推移 (使用料改定後)

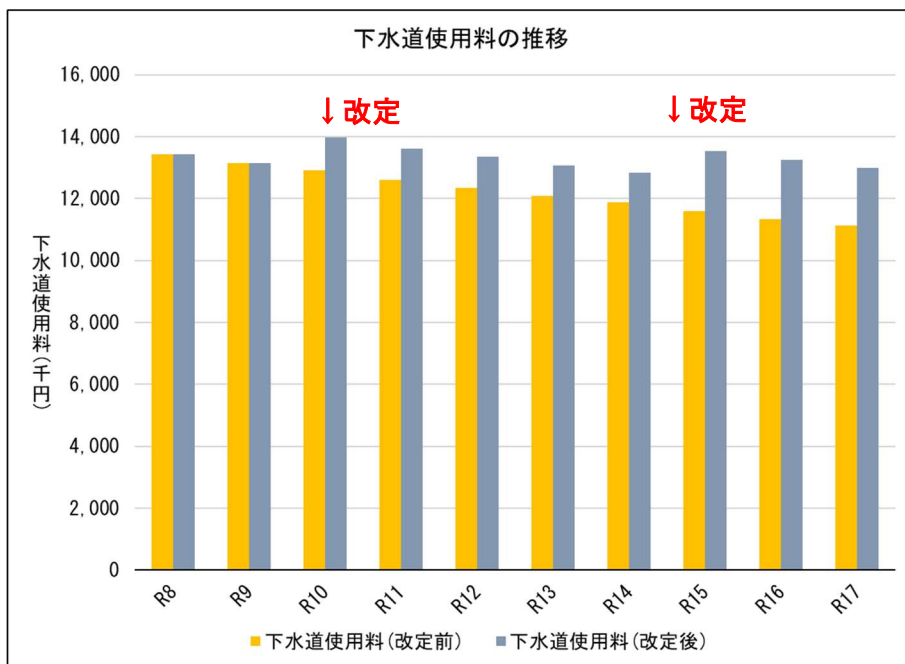


図 5-12 下水道使用料の推移 (使用料改定前・後)

(2) 資本的収支について

資本的収支については、基本パターンと同様に純利益を0とする前提で設定していることから、補填財源の変動はなく、収支構造に変化は生じていません。

資本的収支の推移を以下に示します。

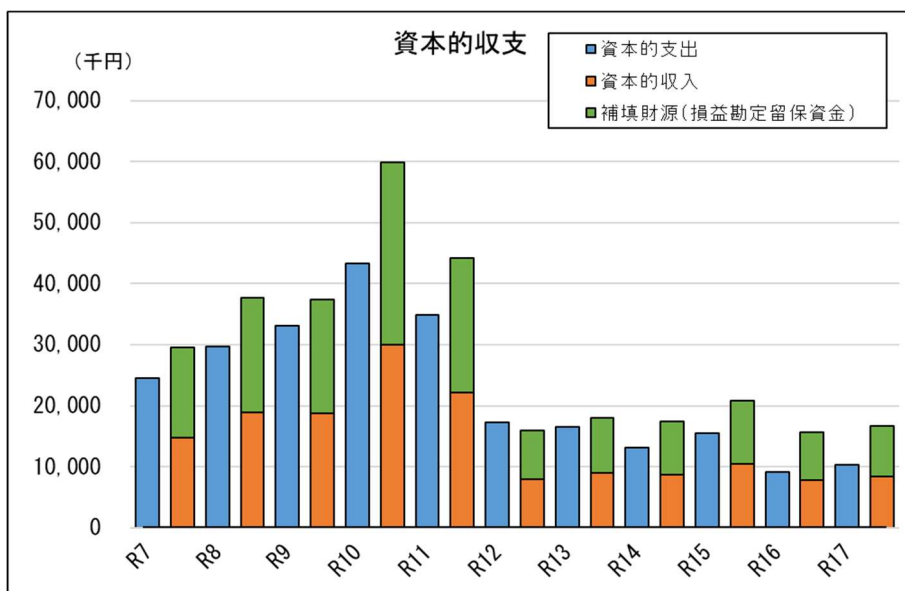


図 5-13 資本的収支の推移 (使用料改定後)

(3) 経費回収率

経費回収率は、令和10年度の使用料改定により一時的に約73%まで上昇しますが、その後は物価上昇や人口減少および流域下水道維持管理負担金の増加により減少傾向となり、令和17(2035)年度には約69%となる見込みです。

経費回収率は100%となることが望ましいことから、今後も段階的な見直しの検討が必要となります。

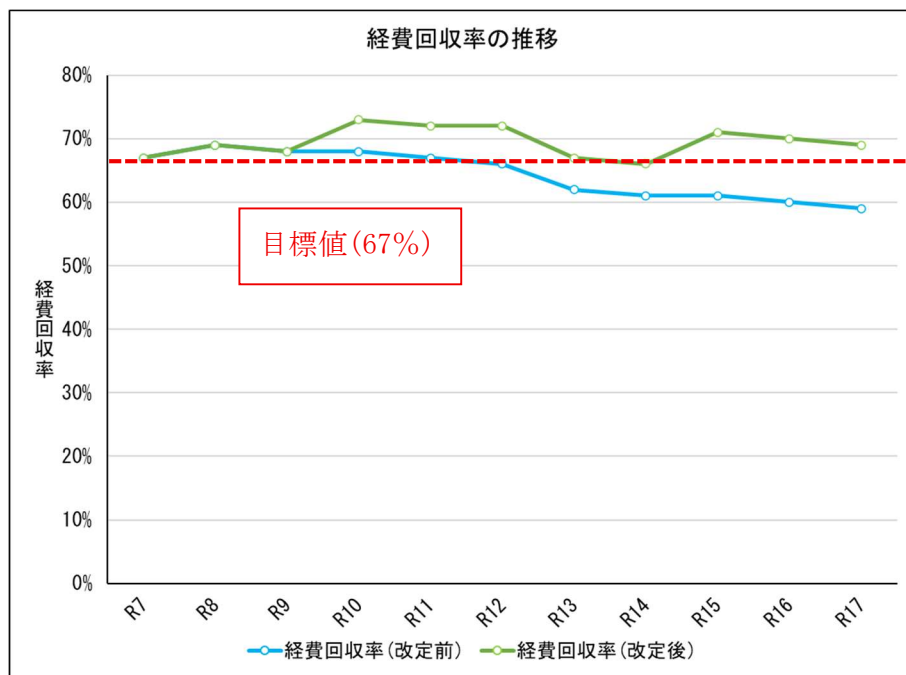


図 5-14 経費回収率の推移 (使用料改定前・後)

(4) 投資・財政計画表

本経営戦略における投資・財政計画表は次表以降に示すとおりです。

6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略の進捗状況について、PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：検証、Action：見直し・改善）の考え方に基づいたフォローアップを行い、経営指標により達成状況を確認、計画と実績との乖離が生じた場合はその原因を分析し、必要に応じて本経営戦略の見直しまたは改善検討を行います。

(1) 毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認し、乖離が大きい場合は原因を調査するとともに、次回改定に向けての課題として整理します。
特に、収入支出の割合が大きい収益的収入の下水道使用料、資本的支出の建設改良費については重点的に検証を行います。
- 経営指標を用いた分析により、経営健全化に向けた状況把握及び今後の取組の方向性を確認します。
- 毎年度の進捗管理の結果をホームページ等で公表します。

(2) 検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の状況を把握します。
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価を行います。
- 概ね5年ごとに投資計画および財源の内容の検証および見直しを行います。
- 経営指標を分析し、経営状況の再評価および必要に応じて新たな目標を設定します。

表 6-1 経営戦略事後検証及び改定スケジュール

種別	令和 7 2025	令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030	令和 13 2031	令和 14 2032	令和 15 2035	令和 16 2036	令和 17 2037
事後 検証	計画	○	○	○	○	計画 見直 し	○	○	○	○	計画 見直 し
策定 作業	策定				●						

7 参考資料

【参考】適正な下水道使用料の水準について

下水道使用料の水準(目安)

平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料

2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図りたい。

<参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、水道の使用料単価が176円/m³(家庭用使用料3,119円/20m³(家庭用使用料3,075円/20m³・月)(H15決算値)であること等にかんがみ、まずは使用料単価を150円/m³(家庭用使用料3,000円/20m³・月)に引き上げること。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高くかつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/m³を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

注)汚水処理原価:汚水処理経費を年間有収水量で除したもの
使用料単価:使用料収入を年間有収水量で除したもの

公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知(抄))

第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

四 下水道事業

(1)経営について

- ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20m³を前提として行われていることに留意すること。

出典：総務省 HP より

